

# 中国・朝鮮国境の争点

## 浦野起央

### 1 はしがき

朝鮮半島の骨格は、中国東北部との国境地帯の永白山脈、その中央に位置する白頭山から延びる山脈を核としている。このため、中国王朝の支配が朝鮮史の主題を形成することになる一方、その民族、高句麗族（貉）は鴨緑江中流域に分布し、その南方、韓族は北方系で、半島を統合した新羅の時期には、その住地は北方政策を推進し、鴨緑江・豆満江に達し、満州の間島地域にまで及んでいた。その過程で、韓族の農耕化が定着し、民族的な成熟と発展を遂げるところとなる。<sup>①</sup>

その争点となつたのが間島問題で、李朝の国境問題として提起される一方、この閑島、墾島、墾土、そして間島と

いう地域は、日本の朝鮮支配で朝鮮民族独立運動の聖地ともなつた。それで、朝鮮近代史の主題となるとともに、清国は、日本との交渉で自国領土とする一方、朝鮮人の流入を認めた。それは当然に、国境画定の問題を提起しているが、その解決は周恩来中国総理の手腕によるところであつた。

(1) 浦野起央「朝鮮半島の領土紛争」政経研究、第五〇巻第一号、一九一三年。

## 2 中国・朝鮮国境の争点

### 1、中国・朝鮮定界

中国・朝鮮国境は鴨緑江／団們江で画定されるが、その源流は長白山／白頭山にあるために、一八世紀以降、清朝を通じ満族の発祥地であるこの地域をめぐり国境対立が生じ、国境交渉と中国軍の侵攻が続いた。白頭山には一七一二年に定界碑が建立されたが、その内容は問題を残した。日本が朝鮮を併合し、内藤虎次郎を一九〇八年八月現地に派遣し、調査した上で、<sup>(1)</sup>中国との国境交渉を行つた。内藤湖南の提言は、韓國統監府臨時間島派出所の設置とそれによる国境調査にあつたが、その結果、日本は、中国との妥協に応じところとなつた。それは、朝鮮人の保護政策に発していたが、その結果は、日本の満州権益の確認に転化していた。かくて、一九〇九年中國の要求通り国境が再画定された。そしてその間島地域は、以後、朝鮮人民の抗日鬪争の聖域となつた。朝鮮半島は第二次世界大戦後、分割され、中国の圧力もあり、間島の伝統的な朝鮮人地域は金日成の民族的裏切りの密約をもつて中国に併合され、

図1 内藤虎次郎の間島地域図

中国・朝鮮国境の争点（浦野）



(出所) 内藤虎次郎「間島吉林旅行談」大阪朝日新聞、1908年11月3日／内藤湖南全集第6巻、筑摩書房、1972年、415頁。

その国境は一九六二年再画定された<sup>(2)</sup>。

白頭山の記述は、『山海經』第三北山經に、こう述べられている。

「さらに東北へ二百里、天池の山といい、頂上に草木なく文石が多い。獸がいる。その状は兔の如くで鼠の首、水中に黄里多し。  
……」

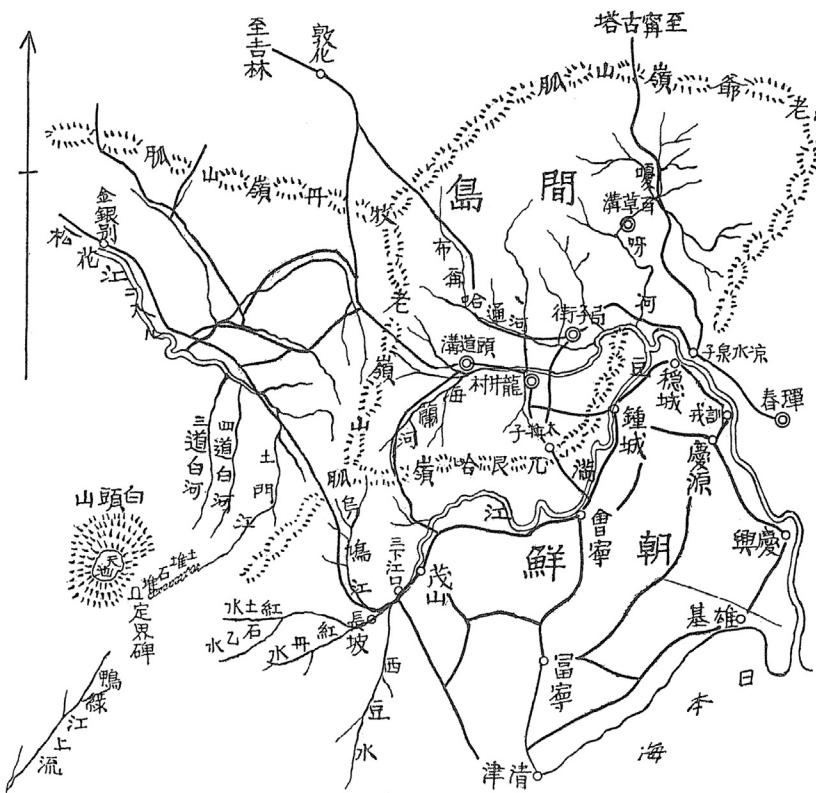
一六一四年明は滅び、朝鮮は清國に属し、ここに、鴨緑江が国境となつた。<sup>(3)</sup>康熙帝は、一五八一年に長白山賦を詠んだ。

〔名山鍾靈秀、一水「松花江と鴨緑江」發真源。〕

翹首瞻晴吳、苔蕘通帝闕。」

一七一〇年豆満江を越えて朝鮮人が朝鮮人參を探りにいわゆる間島に立ち入り、朝鮮人に襲

白頭山附近略圖



(出所) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院, 1938年。

われた中国人が朝鮮の官庁に苦情を訴えた。

そこで、鳥喇管穆克登が派遣され、一七一二年、長白山の山頂に両国の分岐点を示す定界碑が建立された。

そこには、ひとつの疑問が残つた。それは、穆克登が定界碑を建立した場所が、松花江に流入する土門江の上流であつたという点である。さらに、その定界碑は、朝鮮側において水源に至るところに、土堆石堆を築いて、境界を明示した。いいかえれば、標識を天池の畔に建立すべきと、豆満江上流との連絡地点としたのは、穆克登に一つの認識があつたのではないか、その国境画定の誤謬を彌縫するために、その定界碑の移転を現業人員が強行した、と解することができる。実際には、五カ月後に天池の畔から、茂山に至る七〇里の按白山に移設された。それは、鴨綠江と豆満

図3 穆克登査辺定界



(出所) 「中朝二次勘界地図」1887年, 刁書仁「康熙年間穆克登査辺定界考辨」  
中国辺疆史地研究, 第13卷第3期, 2003年, 50頁。

江を国境として確認するとの意図があつたからである。<sup>(4)</sup>

その碑文は、次の通りであつた。

大清

鳥喇管穆克登 奉

旨査邊至此審視西為鴨綠東

為土門故於分水嶺上勒

右為記

康熙五十一年五月十五日

通官吏二哥

朝鮮軍官 利義復 趙臺相

差使官 許梁 朴道常

通官 金應灝 金慶門

これによつて、清國・朝鮮国境は、西は鴨  
綠江、東は土門江と決定された。但し、土門  
江を、中国側は団們江と解し、韓国側は松花  
江の上流にある土門江と解しており、このた

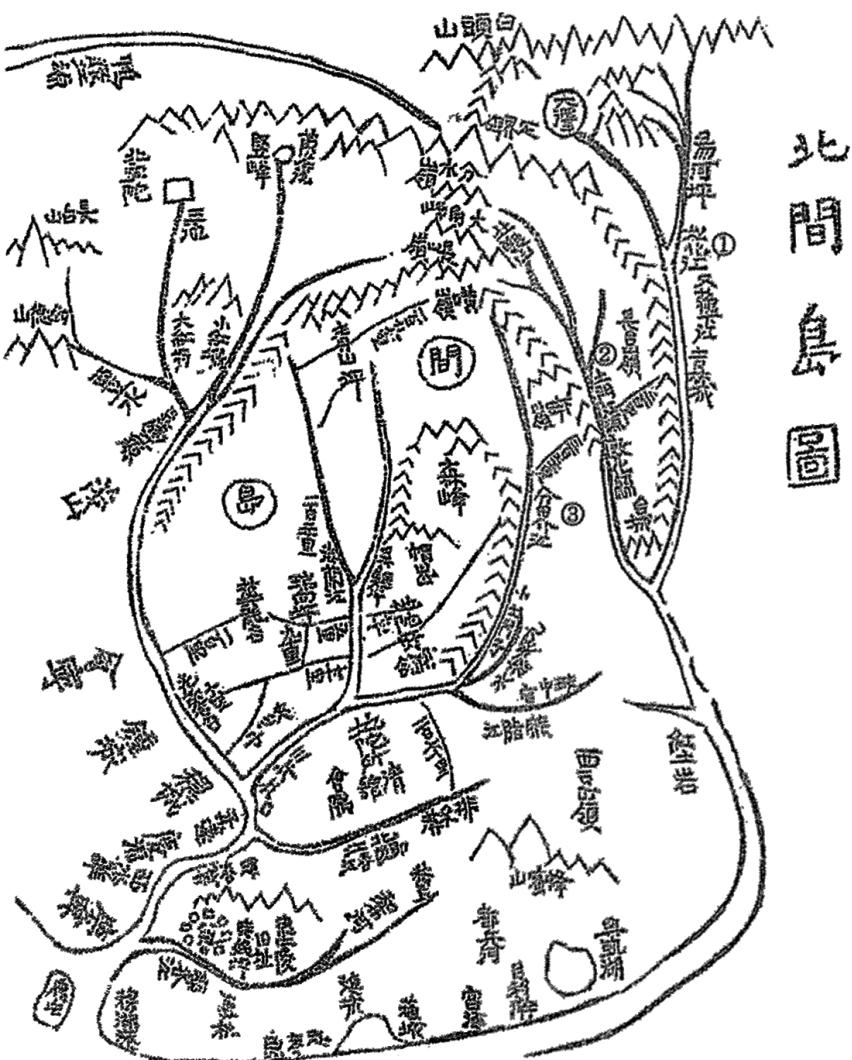
め朝鮮は、松花江・黒龍江を国境線として主張し、中国の主張する図們江と対立した。烏喇管穆克登が理解していた土門江は、白頭山を源流として東流し、茂山に至っていた。そこには、朝鮮の墨もあつた。定界碑に刻まれた土門は、図們江であつた。こうして、両当事者間に誤解が生じたまま、定界碑の画定をみた。<sup>(5)</sup>

一九世紀になり、朝鮮の農民が飢饉や苛政で流民となつて図們江を越えて肥沃な間島への侵入を繰り返し、定住を重ねるに至つた。この地は、清朝発祥の地として、異民族に侵入に対しても封禁政策がとられており、越境の実態が明らかになるまでに時が経過し、清朝政府は、一八八五年に封禁政策を中断し、朝鮮農民の移住を受け入れた。一方、清朝官憲による朝鮮農民の収奪は著しく、朝鮮政府は朝鮮農民に対する保護を要求し、折衝となつた。一方、碑文にあつた「鴨緑江と土門江」は白頭山を北流し、松花江に注ぐ土門江が境界とすべきと、朝鮮農民は主張していた。それは、中国・朝鮮国境を松花江の上流の土門江とするもので、ために、黒龍江へ流れ込む土門江とすれば、間島地帯は朝鮮領となつてしまつという経緯があつた。しかし、一五世紀の地誌「東國輿地勝覽」<sup>(6)</sup>、同様に、一八世紀の李朝地理学者李重煥の『擇里志』<sup>(7)</sup>も、鴨緑江と豆滿江を国境としており、その朝鮮の領土要求は生かされなかつた。

そして、一八八一年清国は、間島の開放を決定し、朝鮮政府に対し、以下の咨文を発した。

「光緒七年九月初日上諭を奉ず。呉大徵は、土門江東北岸の荒地は、舊章を變通して開墾を辦理せんと事を奏請せり。土門江東北岸一帯の荒地は朝鮮と僅かに一江を隔てて、向きに私墾を禁ぜり。呉大徵は、現に舊章を變通して民を招きて墾種せんと擬す。疑する所に照して行はしむ。即ち禮部をして朝鮮國王に照會せしむ。此次の開墾は官より經理を為すに係れば、飾して所屬邊界官をして疑慮を生ずることなからしめ、並に銘安呉大徵をして該官員を督励し居民を約束して界を越へ事を滋くすることを得るなからしめ、若し遵はざるあらば、即ち嚴に

#### 図 4 北間島図



(出所) 丁若鏞『大韓疆域考』京城, 皇城新聞社, 1905年。

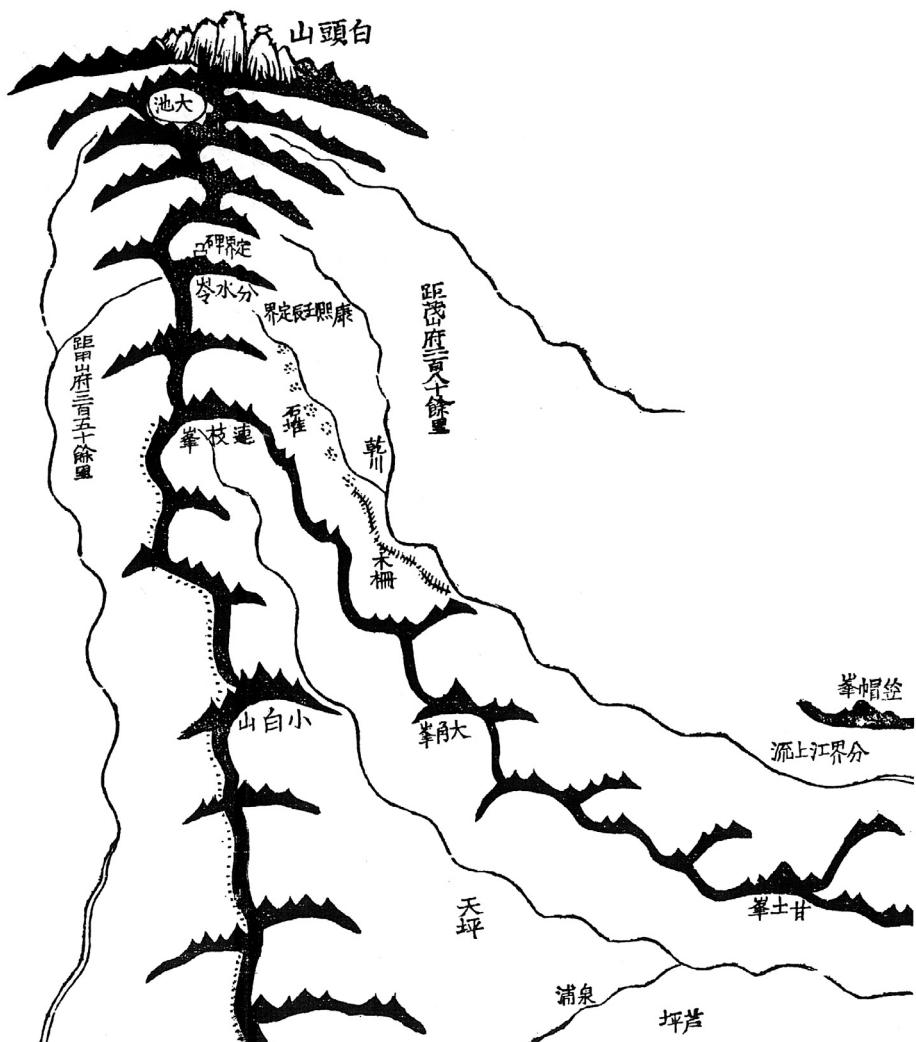
(注) 松化江は松花江、蘓下江は蘇下江である。

従つて懲辨することを  
行へ、此を以て禮節を  
諭知し、竝に諭して銘  
安呉大徵をして之を知  
らしめよ。此を欽すと  
旨に遵て信を寄せて前  
來す、應に朝鮮國王に  
知照し敬謹知照して可  
なり。」

呉大徵は、欽差大臣として吉林におり、開墾の事務を司っていた。その結果、彼は、間島協約で間島雜居地域を確認して、それに従う東方境界を維持することを使命とした。

## 大韓帝国の首都皇城では、

図 5 大東輿地図の白頭山



(出所) 金正浩『大東輿地圖』京城, 京城帝國大学文學部, 1936年／『大東地志』ソウル, 漢陽大學附設國學研究院／亞細亞文化社, 1976年／『大東輿地図』草風館, 1994年。

張志淵が「皇城新聞」にいわゆる間島の領有権をめぐる論調を華々しく展開した。「皇城新聞」の一九〇三年四月一四日号に、丁若鏞の『吾國疆域考』が紹介されており、皇城新聞社は張志淵が補訂して『大韓疆域考』（一九〇五年）を刊行しており、そこには「北間島圖」があつた。そこの「松化衛」は松花江である。

2、白頭山

白頭山は、北朝鮮と中國の国境にまたがる朝鮮

第一の高峰、標高二七五〇メートルの、摩天嶺系の地層を貫通して噴出した溶岩台地を形成しており、不咸山、太白山ともいい、中国では、長白山と称する。もともと、濶、貊、肅慎の居住地で、彼らの聖地であつた。のち、肅慎の後裔である女真（満州族）が靈山とした。女真の金は、一一七二年山の神に興國靈應王の称号を贈り、それは一一九三年に開天宏聖帝となり、白頭山で毎年、典礼が続けられた。満族は果勒敏珊延阿林と呼び、清朝の發祥地として崇めた。『満洲實錄』には、長白山の湖で水遊びをしていた三姉妹の末の妹が天の神の使いであるカササギが運んできた赤い実を食べて男子を産み落とし、彼は女真を収める天命を受けて清朝を開祖したとある。

一方、『三國遺事』では、朝鮮民族は白頭山に起つたとされ、その信仰は厚く、渤海がこの地を支配し、のち渤海を滅ぼした契丹（遼）の領土となり、以後、金の領土、モンゴル帝国の領土となり、李朝世宗（在位一四一八—五〇年）が鴨綠江・豆滿江沿岸の要塞化を進めて、これにより白頭山は朝鮮民族と北方民族の境界となつた。そして、満州の豆滿江以北の間島に朝鮮人が進出するところとなり、白頭山の分水界が境界となつた。<sup>(8)</sup>

以後、満州国の樹立で、白頭山山麓の密林地帯は反滿抗日ゲリラの拠点となり、白頭山一帯では朝鮮人ナショナリズムの象徴である金日成の抗日闘争が遂行され、白頭山の最高峰は將軍峰となつた。そして金正日は白頭山の小白水の谷で生誕されたという現代神話が生み出され、白頭山の聖地化は著しい。<sup>(9)</sup>

この地は、一九三四—三五年京大探検隊が登頂した。<sup>(10)</sup>

白頭山の中国側山麓は朝鮮人参の産地で、大瀑布や温泉もあり、入山の便は極めて良い。山の中央部は地下のマグマの上昇が続いており、天池の周りには二五〇〇メートルを越える一六の峰が取り囲む神秘的存在である。<sup>(11)</sup>

中国と朝鮮間の国境は、一九六二年中朝国境条約とその後の交渉で解決している。その解決は、中国が北朝鮮を飲

み込む形で、天池の五四・五パーセントが北朝鮮に入っているものの、四五・五パーセントは中国領で、憲法上、統治権力のある韓国の民族主義者は、松花江が境界に入るべきだとしている。

### 3、黒龍江、鴨緑江、図們江

ロシア、中国、及びモンゴルを流れるアムール川は、中国では黒龍江又は黑河といい、ハバロフスクでウスリーチと合流して間宮海峡／タタール海峡へ注ぐ。極東、沿海州の大動脈をなし、ロシア側にコムソモリスク、ハバロフスクなどの都市の発達をみた。それは、ロシアの進出と併合にあつた。<sup>11)</sup>

鴨緑江は、白頭山に発し、中国と北朝鮮の境界を流れており、新義洲と中国安東（現丹安東）の境を下り、そこは封禁的開発にあつた。満州建国後、日本政府は一九三四年に全満州の河川調査に着手し、一九三六年満鮮合同の調査委員会が組織され、一九四一年に下流の水豊ダムが建設された。<sup>12)</sup>

豆満江の中国名は図們江で、白頭山に発し、朝鮮北部で中国とソ連に界して東海（日本海）に注ぐ。この三国国境地帶は朝鮮人地帶で、豆満江は朝鮮人の心情の流れにある。<sup>13)</sup>

一九八〇年代半のこの地帶は、大きく混乱していた。その社会環境は厳しかった。<sup>14)</sup> 一九九〇年代を通じて大きく変容するところとなつた。図們江開発計画（T R A D P）が、中国図們江区域の中心地域、吉林省長春市、吉林市地域及び延辺朝鮮族自治州（長吉図）で進捗するところとなり、その開発開放先導区の開発協力計画は、一九九一年七月ウランバートル会議で国連開発計画構想を受けて中国が提起した。図們江経済区・図們江経済開発区は、東北アジア地域開発の北朝鮮・中国・ロシア三国国境行政区三七万平方キロメートルの自由経済区を対象としており、ユーラシア横断鉄道に結び付けるという雄大な構想がそれである。二〇〇九年から二〇一〇年までを予定し、一九九〇年七月長

春の北東アジア経済発展国際会議、一九九一年七月第一回ウランバートル会議、八月長春第二回会議、一〇月平壤第三回会議で、図們江開発計画管理委員会が発足し、取組みが始まった。北朝鮮は、平壤会議で投資計画を明らかにし、一〇月外国人投資法・外国人企業法を制定した。二〇〇九年八月国務院は「中国図們江地域協力開発計画要領——長吉図（張舜・吉林・図們江）を開発開放先導区とする」国家戦略を批准した。それは、内陸部国境地域の国際協力と对外開放の急速化、及び東北地方の経済成長の拠点形成、内陸部の経済的・社会的発展、及び辺境民族地域の繁栄と安定の推進が課題となつていて<sup>15</sup>いる。それは、北東アジア経済圏開発の一部である。

#### 4、問島問題

『擇里志』には、以下の記述がある。

「平安道の東は、白頭の大脈が南下して天を断ち、嶺をなしている。嶺の東はすなわち咸鏡道で、いにしえの沃沮の地である。

南限は鐵嶺で、東北限は豆滿江である。長さは二千里を超えて海に迫る。しかし東西は百里にも満たない。元は肅慎に属し、漢代に至つて玄菟に属した。

後に朱氏（朱蒙）の本拠地となつたが、滅亡してからは、女真族の本拠地となつた。高麗は咸興の南の定平府までを境界としていたが、中葉に至つて（一一〇七）、尹瓘の将兵に女真族と逐わせ、豆滿江の北七百里の先春嶺に至つて境界としたが、後に土地を還して、咸興の南を境界としていた。

我が朝に入つて莊憲大王（第四代世宗）は、金宗瑞（一三九〇—一四三五）に北方の地千余里を開拓させて豆滿江に到達した。

豆満江のほとりに六鎮及び兵營を設けたので、女真族の窟穴（居住地）であつた白頭山は東南の地域は、すべて我が領域に入ることになった。

肅宗の丁酉（一七一七）年、康熙皇帝は穆克登に命じて白頭山に登羅世、両国の地界を審定させた。豆満江に沿つて会寧の雲頭山白に到達し、場外のなだらかな坂を眺めると、多数の塚があり、土地の人はこれを皇帝陵と見做していた。克登が人を使つて掘開させたところ、塚の傍らからちいさな碑石を発見した。碑面には「宋帝之墓」の四字がきされていた。克登はそこで大いにこの碑石を封築させて立ち去つた。初めて五国城のことを見つた。すなわち雲頭山城である。……雲頭山は東海（日本海）を隔てることわずか二百里であり、海路は高麗に接近し、高麗の全羅道は中国の杭州（浙江章）と一小海を隔てていただけなので、風の便で（帆船で）七日で通うことができた。<sup>〔16〕</sup>

以上は、一七〇〇年代半ばにおける朝鮮地理書による北部境界としての間島地域とその中国における位置づけに関する記述である。そこでの四鎮は、朝鮮初期に豆満江の下流まで朝鮮に朝鮮の領域に入った慶源、慶興、富寧、稻城、鍾城、会寧の地を指している。

この中国吉林省頭部地域、現在の延辺朝鮮族自治州が間島で、清国は「封禁」地として滿州族以外の入植を禁止してきた。しかし、国境を越えて立ち入った朝鮮民族の開拓が進み、一八八一年清朝が漢民族に入植を認めたときは、殆どが開墾されていた。一九〇九年日本は間島を清國領と認めた。しかし、日本の朝鮮支配が開始されると、多くの朝鮮民族がこの地に逃れ、この地がロシアに接していることから、ロシア革命運動の支援を受けて独立運動が大規模にかつ組織的に展開されるところとなり、金日成の独立闘争が続いた。一九〇七年朝鮮統督府は、間島派出所を設け、

一九〇九年間島協約で清朝の間島領有を認め、以後、日本軍の弾圧が強化された。一九二〇年九月～十月の「不逞鮮人」による琿春の日本領事館の襲撃を理由に、日本軍は速やかに出動し、翌二一年一月これを拠点とした独立運動分子を含む数千人を虐殺した（間島事件<sup>17</sup>）。しかし、以後も、抗日武装闘争は続いた。その指導者金日成は、朝鮮大統領金日成であると公式朝鮮史と記述しているが、二人は別人である。

この間島の由来は、以下の通りであつた。一八七〇～七一年、朝鮮の六鎮（茂山、会寧、鍾城、慶源、穩城、慶興）で大飢饉が発生し、朝鮮農民は国境に豆満江を越えて移住し、その原野は悉く耕作地となり、その対岸を間島と名付け、茂山間島、会寧間島などの名称が生じた。当初は、小さな中州、弁財の名古屋（古間島）を間島といつていたが、入植・開墾が漸次、拡大するとともに、間島の呼称も拡大された。<sup>18</sup> ここは、清太宗が朝鮮との間に設けた間曠地帯で、両国人が立ち入るのを厳禁した地帯であつた。<sup>19</sup>

それが現在問われるのは、その地が檀君神話の故地（古朝鮮）の疆域とされたからである。韓国国会議長丁一権は、こう述べる。

「この満州の土地は、今日、われわれの主権の及ばない土地に代つてしまつたが、歴史的には、古代韓民族の領土であったことは、嚴然とした事實であり、特に豆満江と一衣帶水の間島地方は切つても切れない深い關連を持ち續けた我が疆域である。」<sup>20</sup>

## 5、中国朝鮮族遷入史論争

中国朝鮮族の居住地域は、延辺朝鮮族自治州が中心であるが、北朝鮮及びロシアと国境を接する延辺の朝鮮人として、一九世紀に朝鮮から移住してきたシベリアの朝鮮人は、冬季は延辺で過ごし、夏季にシベリアで生活し、その生

活を数年間、繰り返し、朝鮮に戻るというように、国境を自由に往来してきた。その特色は跨境民族とされる。いまひとつ、「悠久の歴史と後裔ある革命の伝統を有し、我が国の反帝反封建闘争史の光輝ある一頁を記している」というのが中国の朝鮮人についての中国政府の公式見解である。そして、彼らは、新中国の成立に貢献したにもせよ、文化大革命で厳しい弾圧を受け、以後、朝鮮族遷入（移住）史論争が起きた。

朝鮮人の冒禁越境をめぐる中国・朝鮮交渉は、一六七七年康熙帝が大臣覺羅木訥らに命じ現地調査に入り進められたが、朝鮮人の発砲事件で中断した。一七一〇年朝鮮人の殺害事件が起り、鳥喇管穆克登が国境調査の密命を受け、現地に入り、定界碑を建設して引き揚げたのち、中国は団們江北岸に屯舎を作ろうとしたが、朝鮮が司訟院司正通官金慶門を北京に送り抗議したこと、これは実現しなかった。一八六九・七〇年李朝政府は、団們江北岸一五〇里の地に炮幕六〇坐を儲けて監視を厳しくし、朝鮮北部窮民の越境者を監視したが、窮民の越境を完全に阻止することはできなかつた。結局、満州の開拓が進み、これによつて間曠地の開墾・開放に伴い、団們江北岸の封禁は開除された。そこで、間島地帯を調査した吉林將軍銘安は、土門江に居住する朝鮮人に対して、中国の政教に従い服装を中國風に改めることを条件に中国人として取り扱うよう命令した。この旨、袖手國の立場から、吉林での処理は認めたものの、璉春・敦化地方の入植者は原籍への復帰と朝鮮送還を要求し、これに応じた。そこで中国政府の対応は、団們江と土門江の支配にあつた。

一八八五年九月朝鮮勘界使李重夏は、会寧で交渉を開始した。しかし、団們江、即ち豆滿江を国境と主張する中国は、自説に疑問をもつたが、辺界の勘查は実現しなかつた。再び一八八七年勘界交渉となつたが、李重夏は土門江説

への固持にも危惧を感じて、土門説を棄て、団們江上流の中国の主張する西豆水説を認めることもなく、団們江の源流の紅土水説を主張し、紅土と石乙二水の合流地点の上流は未定のままに、団們江で画定してしまった。しかも、中国は、その文書を公允せず、結局、間島の帰属は未決のままに終わった。

一九〇〇年北清事変でロシア軍が間島を占領し、中国人は吉林に避難し、朝鮮人は独自の行動に出た。そして、中国は朝鮮人の退去要求を持ち出したが、朝鮮政府はそれを拒否した。結局、中国は、戸口調査をすることになり、一九〇三年三月延吉府を設置し、租税徵収を図つたが、朝鮮人はこれも拒否した。

日露戦争で、状況は一変した。韓国は日本の勢力下に置かれ、中国は韓国の要求で、一九〇四年六月中韓边界善後章程が成立した。その第一条は、以下の通りである。

「両国界後は白山の碑で記証すべきであり、仍は両政府の員を派して会勘することを俟つべし。未だ勘せざる以前は、旧に従て団們江を間隔せる一帶水を以て各、迅地を守り、均しく兵をして僭越、峠を衅を滋することを得ず。」

そして、中国側は、抗日ゲリラの義兵鬭争と協力して、その支配の回復を企図することを俟つべし。<sup>21</sup>

ここに、間島の帰属問題は、再び外交交渉となつた。

## 6、間島条約

日本が間島問題に関与するに至つたのは、日露戦争の結果、大韓帝国が日本の保護国となり、一九〇五年一一月第二次日韓協約で統監府を設置して、その外交権を行使するところとなつたからである。一九〇六年一一月韓国政府から懇請を受けた日本政府は、間島在住の朝鮮農民を保護することになり、一九〇七年八月統監府臨時間島派出所を設

け、郵便・電信・病院などの行政を通じ朝鮮人を保護した。當時、間島の朝鮮人は、「多年ノ暴虐陵辱ヲ復スル」状態にあつたからである。<sup>(22)</sup>

その韓国政府の要請は、以下の通りであつた。

「照会第一百二號」

敝邦與滿洲邊界一案ハ曩ニ與駐我京清國公使迭經交渉請派院查勘尚未案而按韓清條約第十二款邊民已經越墾者聽其安業傳保性命財產等因現下墾居民時被馬賊及無賴輩欺負凌虐該居民等切乞保護不止事係外交ヲ以テ貴統監ハ特ニ念該居民之情形貴國政府ヨリ派院前往來シテ撫綏居民事轉商清國政府レンコトヲ為要

大韓光武十年十一月十八日

議政府參政大臣 朴齋純

大日本統監侯爵 伊藤博文閣下

そこの日本の中国東北／満洲に対する立場は、一九〇五年一二月二二日調印、一九〇六年一月二三日発効の一連の満洲に関する日清条約で確認された。その抜萃は、以下の通りである。

満洲に関する日清条約

第一条 清國政府ハ日露講和条約第五条及第六条ニヨリ日本国に對シテ為しシタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス

第二条 日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタルし借地並鐵道敷設ニ關スル原條約ニ照シ務メテ遵行スヘキコ

トヲ承諾ス将来何等案件ノ生シタル場合ニハ隨時清國政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

附屬秘密協定

1、徵集吉林間鐵道ハ清國自ラ資金ヲ調ヘテ築造スヘク不足ノ額ハ日本國ヨリ借入ルコトヲ承諾スヘク不足ノ額ハ日本國ヨリ借入スコトヲ承諾スシ……

清國政府ハ吉林地方ニ於テ別國人に鐵道敷設權ヲ與ヘ若クハ別國人ト共同シテ鐵道ヲ敷設スルコトハ斷シテ之ナシ……

#### 満洲に関する日清諒解事項

- ・ ……帝國政府ハ交渉開始冒頭ニ當リ這回ノ交渉ノ主眼トスル所ハ
- 1、清國政府ハ滿洲ニ於ける其ノ施政ヲ改善シ列國臣民ノ生命ヲ安全ニ保護スルト共ニ将来同地方ヲシテ國再紛争の禍因タラシメサルコト

2、滿洲ニ於ケル貿易ヲ發達セシメ以テ清國は勿論列國ヲシテ共存共榮ノ福利ヲ圖ルヘキコト

3、日露戰爭ノ結果露國カ日本に讓與シタル一切ノ權利特權は清國政府ニ於テモ之ヲ確認スルコト

そこで、日本外務省は、内藤湖南を一九〇八年八月一〇月現地に派遣して調査を行い、當時、懸案となつていた安奉線改築問題も配慮して、一九〇九年九月四日間島に関する日清條約が成立した。

その経過は、以下の通りであつた。

一九〇五年 三月 ロシア軍、間島琿春から撤収、清國は地方政権回復。

一一月 第二次日韓協約調印。

一二月 滿州に関する日清条約調印。

一九〇六年 八月 李相周ら、龍井村で瑞甸義塾設立。

一二月 程光第、日本人仲野二郎と間島天宝山銀鉱合同經營協定成立。

一九〇七年 五月 東三省新郡督練處監督呉祿貞、間島視察。

八月 統監府臨時間島派出所設置。

九月 陶彬延吉庁知事任命。

一一月 呂祿貞、程光第の宝山銀鉱閉鎖。

一九〇八年 一月 清国間島・延吉邊務巡警總局開設、延吉警務学堂開設。

四月 間島派出所、官制施行。

九月 日本閣議、間島問題交渉方針を決定——間島領有権の放棄を確認した。

九月 瑞甸義塾閉鎖。

一二月 間島交渉開始。

一九〇九年 四月 大清国国籍条例公布。

八月 日本閣議、間島雜居朝鮮人裁判管轄權放棄を決定。

九月 間島協約、滿州五案件協約調印。

一〇月 間商埠地開設、日本總領事館開設、間島派出所閉鎖。

一九〇八年九月二十五日の閣議決定による、その五案件の要点は、以下の通りであつた。

- 1、豆満江を日清国境と確認し、同江上流の境界については、共同調査委員をもつて調査し、決定すること。
- 2、清国に間島における日韓人の雜居を公認させること。

3、局子街その他枢要の地に帝国領事館又は分館を設置し、条約による領事官の権利を行使すること。

4、該地方において日韓人の既に獲得した財産及び着手した事業を、清国が承認すること。

5、吉長鉄道を朝鮮会寧にまで延長する件を清国に要求し、適當な時期に交渉を開くこと。

この案件<sup>5</sup>は、提議されないとしていたが、一二月二七日小村外相の訓令で交渉してもよいとされた。但し、そこには、満州經營を進めるためにも、かかる根拠が薄弱な境界に拘泥せず、韓民保護の強化に重点を置くとした意向があつた。

清国は、北京の政変もあつて、豆満江境界説に固持し、いつさい譲歩しなかつた。そして、交渉委員陶大均が日本側伊集院彦吉に事前に示唆していたように、この問題の解決いかんによつては、他国と境界問題にも影響するので、間島の所属につき日本の譲歩を求めることがないというものであつた。

交渉が難航するなか、韓人裁判権問題で妥協が成立し、五案件解決の方向性が合意され、清国は、茂山以奥の境界線を確認し、協約が成立し、同時に間島開放地の条項と統監不播種書撤退に伴う善後処理が成案した。さらに、韓人雜居区域の条項及び韓人既得権の条項が成立した。<sup>23)</sup>

成立した間島に関する協約は、以下の通りである。

第一条　日清両国征夫は、岡門江を清韓両国の国境とし、江源地方に於いては、定界帆を起点として、石乙水をもつて両国の境界と為すことを声明す。

第二条　清国政府は、本協約調印後、成るべく速に左記の各地を外国人の居住及貿易の為開放すべく、日本国政府は、此等の地に領事館若しくは領事館分館を酌設すべし。

開放の期日は、別に之を定む。

龍井村　局子街　頭道講　百草溝

第三条 清国政府は、従来の通り、岡們江北の墾地に於て韓民居住を承准す。其地域の境界は、別図を以て之を示す。

第四条 岡們江江北地方雜居地区内墾九十の韓民は、清国の法権に服従し、清国地方官の管轄裁判に帰す。

清国官憲は、右韓民と同様に待遇すべく、納材其他一切行政上の処分も清国民と同様たるべし。

右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は、清国官権に於て、清国の法律に按照し、公平に裁判すべく、日本領事官又は其の委任を受けたる官吏は、自由に法廷に立会ふことを得。但し人命に関する重案に付ては、須らく先づ日本国領事館に知照すべきものとす。日本国領事官に於て、若し法律を按せずして判断せる虞あることを認めたるときは、公平の裁判を期せむが為め、別に官吏を派して覆審すべきことを清国に請求するを得。

第五条 岡們江江北雜居区域内に於ける韓民所有の土地・家屋は、清国政府より、清国人民の財産と同様、完全に保護すべし。又該江沿岸には、場所を擇み、渡船を設け、双方人民の往來は自由たるべし。但し兵器を携帶する者は、公文又は護照なくして境を越えるを得ず。

雜居区域内算出の米穀は、韓民の搬運を許す。尤も凶年に際しては、のち禁止することを得べく、旧に依り照弁すべし。

第六条 清国政府は将来吉長鉄道を延吉南姜境に延長し、韓国会寧に於て韓國鉄道と連絡すべく、其の一切の弁法は、吉長鉄道と一律たるべし。開弁の時期は、清国政府に於て情形を酌量し、日本国政府と商議の上之を定む。

第七条 本協約は、調印後直に抗力を生ずべく、統監府派出所並文武の各員は、成るべく速に撤退を開始し、二箇月を以て完了すべし。日本国政府は、二箇月以内に第二条所開の通所地に領事館を開設すべし。

この条約をめぐる交渉の評価は、以下にある。

交渉において、清国が終始折衝に努めたのは、当時、清国内に包藏されていた革命の機運から、清国の発祥地の間島を保持すること、そしてその境界不明の間島を日本に譲与することにでもすれば、他国に乘じられるのを封じたことに成功したことについた。日本は、清国の領土権、及び裁判権を承認するなど妥協に終始し、他方、満州問題で満州五案件協約をもつて満州五案件を有利に解決して、南満州の既得権をいつそう有利にかつ確実にして、大陸政策の新段階に踏み込んだ。この点、日本にとつては、名を捨て実をとつた交渉の成果といえるかもしれない。その五案件は、(1)清国は、新民屯・法門間の鉄道敷設につき、日本と商議する。(2)清国は、南満州支線敷設に同意する。(3)撫順・煙台炭鉱の採掘を認める。(4)安奉鉄道・南満州鉄道沿線鉱山開発を認める。(5)京奉鉄道の延長を認める、である。<sup>(23)</sup>しかし、いいかえれば、満州協約で日本の享有する権益は明確に規定されたとはいえ、間島条約は、日本のまったくの譲歩で成立した。この現実を、当事者として現地で観察していた篠田治策は、以下の譲歩八点を、明確に指摘した<sup>(24)</sup>。

- 1、間島の領土権は、まったくこれを放棄した。
- 2、豆満江の歴史的名称を、清国の主張通りに、岡們江とした。
- 3、岡們江を国境とした結果、白頭山定界碑及びその上流と連絡するために、石乙水を国境とした。
- 4、従来、韓国は、一八九九年清韓条約で清国領土において治外法権を有していた。しかし、韓人は、清国法権に

服することになった。

5、韓人は、清国の行政措置に従うことになった結果、旧来の韓国風習は制限され、伐採は禁止され、韓国よりの塩の輸入も禁止された。

6、兵器を携帶する者は、護照なしには、国境を移動することはできない。

7、凶年においても、食糧の輸出は禁止される。

8、従来、無税扱いであつた間島輸入品に対して清国関税が課されることになった。

一八九九年九月の清韓通商条約の第五条一項は、以下の通りである。

中國民人在韓國社、如有犯法之事、中國領事官按照中國律例審辦。韓國民人在中国社、如有犯法之事、韓國領事按照韓國律例審辦。韓國民人生命財產在中國者、被中國民人損傷、中國官按照中國律例審辦。中國民人生命財產在韓國人民損傷、韓國官律例審辦。兩國民人如有涉訟。該案應由被告所屬之國官員、按照本國律例審斷。原告所屬之國可以派員聽審、承審官當以禮相待。聽審官如欲傳詢証見亦聽其便。如以承審官吏所斷為不公。猶許詳細駁辦。

但し、日韓併合後は、南滿州の稻作が成功し<sup>(25)</sup>、従来の朝鮮人移住がいつそう促され、夥しい移民の時代を迎えた。一方、間島は反日運動の策源地となり、國際政治の焦点に立つた。だが、その反日鬭争も、跨境民族としての自決処理の局面を迎える。

## 7、中国朝鮮族起源論争

中国では、朝鮮族は土着民族ではなく、朝鮮で形成されてきた朝鮮人の中の一部が一九世紀中頃から第二次世界大戦の

終結までに、東北地区に移住してきたと解されてきた。ところが、一九五八年に河北省青龍県民族時務委員会が成立し、民族政策の調査を行つた際、同県の朴姓の三五〇人が自分らは朝鮮族の子孫であるので、族譜を回復してほしいと申し出た。こうした要求は拡大し、一九八二年に族譜改正が認められた。一方、彼らは、土着民族説を主張しており、それが高句麗の境域が中国東北一帯に拡大していたことをもつて確認された。そして、その一部が内紛で新羅に亡命したことでも確認された。これに対して、朝鮮族の起原を元末、明初に求める説が提起され、彼らは、遼東地区の居住していたのが根拠とされ、彼らは漢族、満族、蒙古族と同化したことも判明した。にもかかわらず、延辺地区の朝鮮族研究者は、その血統主義を否定している。朝鮮人の中・韓・田・馬・王・千の姓の祖先は漢族であるとされる。他方、中国の帰化<sup>26</sup>・国籍取得が確立したのは一九一二年で、一八九九年九月の清韓通商条約では、中国における韓国人の裁判権は、韓国にあるとされていた。

## 8、間島の朝鮮人鬭争

この中国国境処理に対して、北朝鮮は、朝鮮人の存在と活動を公式に確認している。朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』は、白頭山の朝鮮人定着、そして解放闘争を、以下の通り整理して記述している。<sup>27</sup>

1、古朝鮮、扶余、句麗の建立当時、白頭山はケマチサン（蓋馬大山）、テペッサン（大白山）といわれ、『三国志』東沃祖伝で、蓋馬大山に東沃祖あるとの謝意書の記述が登場した。

2、紀元前二一九年戦争と扶余の滅亡で、以前、扶余に賊していた鴨緑江、豆満江上流北側の白頭山地区も高句麗の領土となつた。起源前二一五年高句麗王莫来は、蓋馬国王を殺害し、蓋馬国地域に高句麗の郡県を設けた。

渤海の首都上京龍泉府は、現在の黒龍江省寧安県の東京城鎮西三キロメートルの地点にあつたが、南は江原道溟州

郡連谷川（泥河）界線、東は日本海（東海）に及び、白頭山地区は建国当初から渤海の領域であつた。

一二世紀に、高麗軍は、白頭山地区で完顔部女真を追い出し、同地区を回復し、以後、北進を続けた。一一一五年に建立された金の滅亡で、元の勢力が白頭山に及び、現地では人民鬭争が続いた。この白頭山地区では、一四世紀中葉に現在の両江道・慈江道・間島地方へ進出した朝鮮人が定着し、外敵の侵入が封じられるまでにいたつた。

『李朝実録』には、以下の記述がある。

「李朝政府は、この地域に雜居する女真人に適当に万戸、千との官位を与え、風俗をなくして衣冠を利用するようになつた。白頭山地区の人民と同じように、彼らも賦役に出るようになり、租税も同じであつた。女真人は、自らの首長の下で生活をするのを恥ずかしく思い、白頭山地区の百姓になるのを選んだ。

孔州の北から甲州（甲山）に至るまで、邑と鎮を設置して百姓を治め、軍士を訓練し、また学校を建てて経書を教えたために、文武の政治が完全に達成されるようになり、四〇〇平方キロの朝鮮の突出した地域が朝鮮の版図に入った。江北の他の族属も、噂を聞いて文化を慕い、直接、朝会に来たり、子供と弟を送り、王様に奉公して官位を賜りたいと要請し、朝鮮の城内に住む者もいた。」（太祖実録、卷八 四年一二月）

こうして、閻延、慈城、茂昌、虞丙、すなわち白頭山の西、鴨緑江に隣接した地域に新しい四郡が設置された。そして威鏡道都節制使金宗瑞の下で、白頭山六鎮地区の開拓のために人民が動員された。一六世紀全般には、鴨緑江上流・中流地帯及び豆満江地帯は四郡・六鎮の構成となり、女真の侵攻も阻止できた。一四五三年白頭山地区の人民は、遠征軍を組織して鴨緑江を渡河して女真の根拠地に侵攻した。

3、一六世紀末、女真の首長ヌルハチは、勢力を拡大し、白頭山に迫つた。一六三六年清国が成立し、清の白頭山

表1 白頭山地区住民の西・北間島地方への進出

時代	名称	身分	出発地	到着地	進出型態	備考
1638年 2月		百姓	宣川	瀋陽	集団移住	首謀者死刑、家族奴隸・島流し
1645年 3月	中變ら 郭徳立	僕使、土兵	昌城、穩城 甫乙下	西・北間島 間島地方	集団移住	審問
1647年 2月		百姓	會寧、鍾城	清の池	越境	死刑
1648年 3月	河天陽ら 蔡允立ら	軍官 百姓	會寧、鍾城	間島地方	集団移住	
1652年 12月		軍官、百姓	大坡瑜堡、碧潼	間島地方	集団移住	
1655年 8月	朝鮮人	土兵	開州	間島地方	集団移動	
1676年 12月	朝鮮人 朝鮮人	軍人ら	白頭山～寧古塔	牛を連れて多数移住	数百戸で部落形成	
1685年 10月	韓得完ら 金仁淑ら	百姓	間島地方	集団移住		
1685年 10月	百姓	土兵ら	西・北間島地方	集団移住		
11月	百姓	百姓	西・北間島地方	集団移住		
11月	百姓	百姓	西・北間島地方	集団移住		
11月	百姓	百姓	西・北間島地方	集団移住		
11月	百姓	史卒ら	西・北間島地方	集団移住		
11月	百姓	史卒ら	西・北間島地方	集団移住		
1690年 11月	林仁ら	百姓	西・北間島地方	集団移住		
1694年 6月		百姓	西・北間島地方	集団移住		
1701年 1月		百姓	西・北間島地方	集団移住		
1728年		百姓	西・北間島地方	集団移住		
1729年		百姓	西・北間島地方	集団移住		
1733年 7月	中貞龍ら 世弼ら 黃超官ら	官府奴婢	西・北間島地方	「逆党」亡命	集団移住	
1734年 9月	金守京ら 金時宗ら 達伊武ら 徐修ら	百姓 百姓 (奴婢) ら 百姓	西・北間島地方	逃亡 亡命	「逆賊」亡命	
4月		百姓	西・北間島地方	集団移住		

(出所) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター, 1993年, 21頁。

表2 朝鮮族の白頭山地域への侵入状況

年	越境者	中国地域への越境状況
順治3年／1646年	申男ら8人	狩猟
順治5年／1648年	金益鐸ら12人	狩猟
順治9年／1652年	沈向文ら10人	人参採集
順治10年／1653年	劉春立ら23人	人参採集
順治10年／1653年	弄安ら4人	人参採集
順治11年／1654年	英枢ら2人	国境交易
順治11年／1654年	金忠一ら3人	伐採、殺人
順治17年／1660年	林風	人参収集
順治18年／1661年	未知名1人	役務に従事
順治18年／1661年	名前不明1人	人参収集
康熙元年／1662年	劉額必ら2人	伐採
康熙5年／1666年	羅書尼利	食糧のため立入り
康熙19年／1680年	朴時雄	破壊
康熙24年／1685年	韓得完ら31人	人参採集
康熙29年／1690年	林仁ら7人	人参採集、殺人掠奪
康熙38年／1699年	名前不明3人	食糧のため立入り
康熙43年／1704年	金礼進ら10人	殺人掠奪

(出所) 刃書仁「康熙年間穆克登査辺定界考辨」中国辺疆史地研究, 第13巻第3期, 2003年, 45-46頁。

支配から朝鮮との国境画定が浮上した。朝鮮人は白頭山以北地域での灌漑地の農耕地化を進める一方、彼らには、国境意識を欠いていた。<sup>28)</sup>

4、一八七六年の李王朝への日本の侵略、一八九四年の甲午農民戦争に続いて、一八九五～九六年に三水一帯の人々は、義兵闘争に突入した。白頭山地区の反日闘争は、厚時嶺界線から三水、恵山、豊山、厚昌、茂山一帯、及び会寧、富寧に至るまで、広範囲に展開された。一九〇五年七月富寧ホアン洞シンドル岩で、八月会寧ホクソン洞で日本軍に対する攻撃があった。一九〇七年一一月三水・甲山地方で日本軍討伐隊との激しい戦闘となつた。<sup>29)</sup>

5、以後、白岩を始めとする白頭山

一帯の人民は、秘密結社及び愛国文化運動の下に、反日武装闘争を展開した。金亨稷は、一九二一年一〇月の書簡で、革命組織の結集を呼びかけ、翌二年葡萄に朝鮮国民会組織責任者会議を開催し、反日愛国闘争を切り開いた。

一九二一年秋には、興業団、軍備団が成立し、金亨稷指揮の白山武士団も活動し、一九二三年には匡正団の襲撃も報じられた。一九二六年、金日成の指導で、局面は、抗日革命戦争へと移り、一九二六年一〇月打倒帝国主義同盟（略称トウ・ドウ）が結成され、一九二七年一二月撫松で白山青年同盟が成立し、革命の前衛組織となつた。そして、一九三二年五月小沙河で、小沙河農民協会、反日人民遊撃隊による解放根拠地が建設され、それは白頭山一帯及び豆満江沿岸の広い地域に拡がつていった。一九三三年三月旺載山で穩城地区地下革命組織責任者・政治工作員会議が開催され、一九三四年三月範一人民遊撃隊の改編で、五月朝鮮人民革命軍革命委員が成立した。これにより、朝鮮人民革命軍の活動は北滿の寧安一帯まで拡大した。民生団事件もあつて、一九三六年五月祖国光復会が樹立され、九月白頭山地区秘密根拠地が創設された。一九三七年五月朝鮮人民革命軍は白頭山茂山地区での普天堡戦闘は大勝利を収めた。一九四五年六月、閻白山密營の軍事・政治幹部会議で、抗日戦争が総轄された。

抗日運動における中国共産党との関係は、以下の通りであつた。一九二五年創設の朝鮮共産党は、翌二六年に滿州総局を設置し、一九二七—三〇年に三次にわたる間島共産党事件が起きた。その闘争は、古会鉄道反対の愛路運動にあつた。一九二八年九月中国共産党は朝鮮延長論に対する自己批判から、一九三〇年彼らを中国共産党に吸収した。その共同闘争は、彼ら内部、共産党と朝鮮人革命分子の間の内紛、一九三一—三六年の民生団事件で挫折し<sup>(30)</sup>、さらに朝鮮人革命隊分子は「韓人ソビエト」・「抗日自決」をめぐり混乱した。したがつて、東北抗日聯軍あるいは在滿韓人祖国光復会の綱領では、韓人の自由解放を目的とする「韓人自治区」の建設が打ち出された。但し、その自治区の内

容は極めて曖昧で、朝鮮人の分離・独立権は言及されていない。一方、金日成らの抗日闘争は続いた。<sup>(31)</sup> そこでは、満洲事変が進行するなか、朝鮮人の自作農化政策がとられたが、それは成功していない。<sup>(32)</sup> なお、北朝鮮では、この抗日戦争のスローガンは、金正日によつて、以下の通り謳われている。<sup>(33)</sup>

「ああ朝鮮よ、白頭星誕生を告げる。

五千年歴史国の光明、未来のシンボル、白頭明星、白頭山に出現。

ああ朝鮮よ、白頭山に白頭光明星誕生。

白頭山に光明星が昇つた。白頭山光明星三千里を照らす。みな、光明星を眺めよ。

朝鮮よ民族よ、高く跨がれ。朝日明るい我が国に光明星が昇つてお前を喜ばす。

白頭星、五大洋六大洲を照らし、赤き大洋に育てよう。

白頭山よ、万国に誇れ。世界革命無産者の領袖金日成將軍、抗日女師金正淑偉勲と、金大将の代を継ぐ白頭光明星を、白頭山よ万国に誇れ。

二千万同胞よ、白頭光明星に昇つたので、子々孫々白頭光明を仰ぎ、祖国解放を遂げよう。

天上に王宮を築き、抗日大將金日成、女將師金正淑、白頭光明星を千万年いただこう。」

北朝鮮は、白頭山の革命伝説を公式に、次のように、提起している。すべては、抗日戦争のシンボルを立証してい る。

○白頭山に將軍星が現れた！

注解 聖人が白頭山に降り、朝鮮国を平定するという話が伝えられてきたが、いまや天降大將金日成が天の意で聖

山に降り、白頭山の將軍星が現れ、二千万同胞に開かれた。金日成將軍は白頭山の精氣を授かり、白頭山で天命を受けて、抗日戦争を展開した。

### ○白頭山の虎

注解　日帝侵略者は、伝統的英雄金日成將軍を「白頭山の虎」と呼びながら、恐怖と不安におののいた。

### ○將軍の縮地法

注解　朝鮮人民革命軍主力部隊が、白頭山西南部に進出し、至るところで遊撃戦争を展開した。この現実を、將軍は縮地法を使い、敵を「一行千里」の戦法で打ち破った。一九三七年二月長白県鯉明水戦闘で、金日成將軍は、一夜に四〇キロメートルを移動し、敵を瞬時に撃退した。

### ○將軍の予言

注解　開城地方には、「牛二〇頭と三羽の鳥」という伝説があつた。一九四〇年八月小哈爾巴會議の後、城頭山東北部で將軍が日帝の廢止と祖国の解放を予言した話が伝わつた。警察は金日成が入院していた病院に突入したが、彼はおらず、開城南大門に牛二〇頭と三羽の鳥の絵があつた。人々は、その絵を見て「昭和二〇年に新しい時代が来る」との意味と解した。

### ○金日成將軍は凱旋する

注解　一九四四年白頭山から金日成將軍が祖国に来るという伝言が江原道で拡がつた。

さらに、金日成革命伝説は、金正日革命伝説に再現され、継承された。

### ○白頭山の將軍像に光明星が現れた

表3 北朝鮮の革命史跡

革命戦跡地	革命史跡地
城頭山革命戦績地	白頭山革命史跡地
白頭山密營	金日成は1963年、1979年、1983年、 1985年、1988年、1989年に登山した。
獅子嶺密營	金正日は1963年、1971年、1972年、 1976年、1988年に登山した。
コム山密營	三池淵一帯
鮮奥山密營	大紅淵一帯
閻白山密營	普天堡一帯
小臘脂峰密營	惠山一帯
鴨綠江岸密營	新坡一帯
双頭峰密營	中国東北地区革命史跡地
大角峰密營	長白地区
青峰一帯革命戦跡地	撫松地区
5号鉄砲堰	安団地区
青峰宿营地	和竜地区
三池淵一帯革命戦跡地	
ペゲ（枕）峰宿营地	
茂山一帯革命戦跡地	
茂浦宿营地	
新四洞革命戦跡地	
大紅淵革命戦跡地	
普天堡一帯革命戦跡地	
口済鉄砲堰革命戦跡地	
崑将徳革命戦跡地	
普天堡一帯革命戦跡地	
普天堡革命戦跡地	
中国東北一帯革命戦跡地	
長白一帯革命戦跡地	
撫松一帯革命戦跡地	
安団一帯革命戦跡地	
和竜一帯革命戦跡地	

注解 白頭山の天池から上空へ雪のように白い燕が飛びたつた。稻妻が光り、湖畔に美しい花が咲いた。白髪の老人が現れ、白燕が降り立ち「白頭山に非凡な将帥をもう一人迎えることになりました」と伝え、將軍峰に背丈二一六メートルの武士が集い、忠誠を誓つた。二月一六日当人は白頭山に戻つた。將軍峰は現在、正日峰となつてゐる。

### ○白頭の聖地、小白水谷

注解 白頭宿當に金正日の生家があり、そこは風水の聖地で、命を受けた神仙が世界を回つてこの地を定め、聖地とした。

### ○竜馬岩、永剣岩

注解 白い竜馬に乗つた金正日が日帝をやつつけるという流言が、白頭山から三日間轟き拡がり、その発現地は竜馬岩、永剣岩であつた。国民は新しい竜馬は聖人であつて、国民とともににある、と信じた。

### ○白頭山の貴人伝説

注解 一九四六年春、白頭山の前身から光を発して、貴人が生まれ、彼は直ぐにも話をし、世の道理に通じた予言を語つたという伝言が平壤に拡がり、人々は驚き、喜んだ。

以上の政治操作は、朝鮮の中華主義イデオロギーの体現であり、ナショナリズムの発揚となつてゐる。

革命伝説で、革命戦跡地・革命史跡地の聖地化が進められた。そのために、中国との一九六二年国境画定交渉では、北朝鮮は、聖地白頭山の確保に固執した。

(1) 内藤虎次郎「間島吉林旅行談」一〇一三、大阪朝日新聞、一九〇八年一一月三日、四日、五日、二四日、二五日、二六日、

二七日、二九日、三〇日、一二月三日、四日、五日、六日。内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。内藤戊申編「内藤湖南・間島吉林旅行談」上、立命館文學、第二二六号、一九六三年。

内藤湖南の間島觀は、以下をみよ。西重信「内藤湖南と『間島條約』」書評、関西大学生協、第七三号、一九八五年。西重信「内藤湖南と『北朝鮮ルート』論」書評、第七七号、一九八六年。西重信「間島協約と『北朝鮮ルート』論」三千里、第四七号、一九八六年。西重信「内藤湖南の朝鮮觀」書評、第八〇号、一九八七年。西重信「北朝鮮ルート論の系譜」(1)、經濟論集、第四五卷第四号、一九九五年。

(2) 朝鮮總督府編『國境地方視察復命書』京城、朝鮮總督府、一九一五年／龍溪書舎、二〇〇五年。

梁泰鎮『韓國國境領土關係文獻集』ソウル、甲子文化社、一九七九年。

梁泰鎮『近世筆宝國境關聯史料抄錄輯』ソウル、法經出版社、一九九二年。

刁書仁・他編『中朝相鄰地區朝鮮地理志資料選編』長春、吉林文史出版社、一九九六年。

刁書仁「中朝邊界沿革研究」中国辺疆史地研究、二〇〇一年第四期。

青柳綱太郎編『大韓疆域考』上・下、京城、朝鮮研究會、一九一五年。

增田忠雄『滿洲國境問題』中央公論社、一九四一年。

梁泰鎮『韓國の國境問題』ソウル、同和出版公社、一九八一年。

梁泰鎮『韓國邊境史研究』ソウル、法經出版社、一九八九年。

梁泰鎮『韓國領土史研究』ソウル、法經出版社、一九九一年。

梁泰鎮『韓國國境史研究』ソウル、法經出版社、一九九二年。

秋月望「朝魯國境の成立と朝鮮の反応」國際學研究、第八号、一九九一年。

俞政甲『北方領土論』ソウル、法經出版社、一九九二年。

朴鐘聲『韓國の領海』ソウル、法文社、一九八五年。

楊昭全・孙玉梅『中朝辺界史』長春、吉林文史出版社、一九九二年。

楊昭全梅『中朝边界沿革及界務交涉資料集編』長春、吉林文史出版社、一九九四年。

朝鮮史研究会編『「地域」としての朝鮮——「境界」の視点から』朝鮮史研究会論文集第三六卷、朝鮮史研究会、一九九八年。

金基燦『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書、新潮社、二〇〇三年。

(3) 申基碩『韓末外交史研究——清韓宗屬關係を中心にして』ソウル、一潮閣、一九六七年。

(4) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院、一九三八年／ソウル、景仁文化社、一九九〇年。

徐德源「長白山東南地区石堆土堆筑設的真相」中国辺疆史地研究、一九九六年第二期。

刁書仁「康熙年間穆克登査辺定界考辨」中国辺疆史地研究、第一三卷第三期、二〇〇三年。

(5) 均徳梶『白頭山と北方疆界——鴨綠江・豆満江は私たちの国境ではない』ソウル、思社研、一九八七年。

陶勉「清代封祭長白山与派員踏査長白山」中国辺疆史地研究、一九九六年第三期。

徐德源「穆克登碑的性質及其帶立地点与位移述考——近世中朝边界争義的焦点」中国辺疆史地研究、一九九七年第一期。

文純實「白頭山定界碑と一八世紀朝鮮の疆域観」、朝鮮史研究会編『朝鮮の領域觀と自己認識——前近代と近代との接点』

朝鮮史研究会論文集第四〇卷、朝鮮史研究会、二〇〇二年。

刁書仁「康熙年間穆克登査辺定界考辨」中国辺疆史地研究、第一三卷第三期、二〇〇三年。

馬孟龍「穆克登査辺与『皇輿全覽圖』編絵——兼対穆克登『審視碑』初立位置的考辨」中国辺疆史地研究、第一九卷第三期、二〇〇九年。

(6) 廬思慎・他奉勅撰『新增東國輿地勝覽——五五卷』三冊、京城、淵上商店、一九〇六年／李翹・他編『東國輿地勝覽第一——第五』朝鮮群書大系續第六一一〇輯・計五冊、京城、朝鮮古書刊行會一九一二年／朝鮮史學會編『東國輿地勝覽』第一・第二・第三、京城、朝鮮史學會、一九三〇年／『新增東國輿地勝覽』四冊、ソウル、景仁文化社、一〇〇五年／鄭孝恒・他編、李荇新增編、朝鮮民主主義人民共和国科学院古典研究室編『新增東國輿地勝覽』四冊、平壤、科学院古典研究室、一九五九一六年／国書刊行会、一九八六年。

末松保和編『新增東國輿地勝覽索引』京城、朝鮮總督府中樞院、一九三七年／『新增東國輿地勝覽索引續編』京城、朝鮮總督府中樞院、一九四〇年。

「李朝初期、一五世紀において製作された地図に関する研究」地理科学、第一六号、一九七二年。

(7) 李重煥、盧道陽訳『擇里志』ソウル、大洋書籍、一九七三年／梶井涉訳『抯里志・朝鮮八城誌』成甲書房、一九八三年／平木實訳『抯里志――近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年。

丁若鏞『大韓疆域考』京城、皇城新聞社、一九〇五年。

(8) 鄭在浩・他『白頭山説話研究』ソウル、高麗大學校民族文化研究所出版部、一九九二年。

李花子「朝鮮王朝的長白山認識」中国辺疆史地研究、第一七卷第二期、二〇〇七年。

(9) 高木健夫『白頭山に燃える――金日成抗日戦の記録』現代史出版会、一九七八年。

オ・ギルボ『朝鮮近代反日義兵運動史』ソウル、白山資料院、一九八八年。

徐題肅『金日成――思想と政治体制』お茶の水書房、一九九二年、第一部若き金日成と東北抗日連軍。

(10) 京都帝國大學白頭山遠征隊／今西錦司『白頭山――京都帝國大學白頭山遠征隊報告』梓書房、一九三五年／大修館書店、一九七八年。

梅棹忠夫・藤田和夫編『白頭山の青春』朝日新聞社、一九九五年。

(11) 吉林鐵道局總務課資料係編『白頭山ト其ノ周邊』吉林、吉林鐵道局、一九四〇年。  
城山正三『秘境白頭山天地――探行記録』叢文社、一九七〇年。

崔南善、高麗大學校亞細亞問題研究所六堂全集編纂委員會編『白頭山觀參記・金剛禮讚・外』ソウル、玄岩社、一九七三年。  
趙基天、許南麒訳『白頭山――長編叙事詩』大平出版社、一九七四年。

丁興旺『白頭山天池』北京、地質出版社、一九八二年。

今井通湖・カモシカ同人隊『白頭登頂記』朝日新聞社、一九八七年。

若林熙『白頭山への旅』雄山閣出版、一九八八年。

王季平主編『長白山志』長春、吉林文史出版社、一九八九年。

樅机金容沃知音『白頭山神曲』——「氣哲學の構造」とともに』ソウル、トンナム、一九九〇年。

第一回白頭山國際共同研究調査団編『白頭山への道』大阪経済法科大学出版部、一九九二年。

劉忠傑・沈惠淑『白頭山と延邊朝鮮族』ソウル、白山出版社、一九九三年。

刁書仁主編『長白山文化論說』長春、吉林文史出版社、一九九四年。

劉厚生『長白山文化的界定及其他』中国辺疆史地研究、第一三卷第四期、一〇〇三年。

苗威『長白山』考辨 中国辺疆史地研究、第一九卷第四期、一〇〇九年。

(12) 谷口宏充編『白頭山火山とその周辺地域の地球科学』東北大学東北アジア研究センター、一〇一〇年。  
西清編『黒龍江外記』一冊、新西村舎、一八九四年／上海、金匱浦氏、一九〇三年／N.D. 廣雅書房、一九二〇年／上・下、上海、商務印書館、一九三六年／台北、藝文印書館、一九六四年／台北、臺灣商務印書館、一九六六年／台北、成文出版社、一九六九年／北京、中華書局、一九七七年。

大崎峰登『鴨綠江——滿韓國事情・全』兵林館／丸善、一九一〇年。

拓殖局『松花江及黒龍江』拓殖局、一九一二年。

内藤虎次郎編『滿蒙叢書』第五卷、滿蒙叢書刊行会、一九二一年／ソウル、民俗苑、一九九二年／西清、石川年訳『黒龍江外記』滿洲日日新聞東京支社出版部、一九四三年。

南滿洲鐵道庶務部調査課編『黑龍江省』上・下、大連、南滿洲鐵道庶務部調査課、一九二四年。

満鐵弘報課編『間宮林藏の黒龍江探検——東韁紀行』奉天、滿洲日日新聞社、一九四〇年。

『松花江の航運——附黒龍江水系』哈爾濱、露滿蒙通信刊行會／哈日社印刷部、一九二八年。

『松花江の航運——附黒龍江航運の使命』哈爾濱、露滿蒙通信刊行會／哈日社印刷部、一九二九年。

百瀬弘『沿黒龍江地方及沿海州修合併に關する歴史的考察』東亞經濟調查局、一九三三年。

張伯英編『黑龍江黒龍江大事志』一九三三年／台北、成文出版社、一九七〇年。

中東鐵路局商業部編、湯爾和訳『黒龍江』上海、商務印書館、一九三三年。

哈爾濱日本商工會議所『松花江黒龍江經濟事情概要——附鳥蘇里江事情』哈爾濱、哈爾濱日本商工會議所、一九三六年。

滿洲事情案内所編『黒龍江』新京、滿洲事情案内所、一九三六年。

滿洲弘報協會編『鴨綠江』新京、滿洲國通信社、一九三七年／ソウル、景仁文化社、一九八九年。

滿洲中央銀行調査課編『特殊會社準特殊會社法令及定款集』新京、滿洲中央銀行調査課、一九三八年——周防ダム文書を収める。

鳥居龍藏『黒龍江と北樺太』生活文化研究會、一九四三年。

則武三雄『鴨綠江』第一出版會、一九四三年。

湯浅克衛『鴨綠江』晴南社、一九四四年。

中国社会科学院地理研究所編、呉傳欽・郭來喜・謝香方主編『黑龍江省黒龍江及鳥蘇里江地區經濟地理』北京、科学出版社、一九五七年。

徐兆奎編『清代黒龍江流域的經濟發展』北京、商務印書館、一九五九年。

矢野仁一「清代滿州を繞るロシヤとの国境問題交渉」、アジア・アフリカ国際関係研究会編『中国をめぐる国境紛争』巖南堂書店、一九六七年。

拉文斯坦、陳霞飛・他訳『俄國人在黒龍江』北京、商務印書館、一九七四年。

巴赫魯申、郝建恒・高文風訳『哥薩克在黒龍江上』北京、商務印書館、一九七五年。

何茂正・他「關於黒龍江的名称」吉林師苑大學學報、一九七八年第三期。

傅朗雲「龍的神話与黒龍江的名称」學習与探索、一九七九年第四期。

П・И・カバノ夫、姜延祚訳『黒龍江問題』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八三年。

方衍主編『黑龍江方志簡述』哈爾濱、黒龍江地方志編纂委員会／黒龍江図書館学会、一九八五年。

徐宗亮・他撰『黒龍江述略・外』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八五年。

張向凌主編『黒龍江四十年』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八六年。

黒龍江省檔案館編『黒龍江設治』上・下、哈爾濱、業經黒龍江省出版局、一九八六年。

金得楨『白頭山と北方疆界——鴨綠江・豆滿江は私たちの国境ではない』ソウル、思社研、一九八七年。

中華人民共和国黒龍江省統計局編『黒龍江四十年巨變』北京、中国統計出版社、一九八九年。

《当代中国》叢書編輯部編『当代中国的黒龍江』上・下、北京、中国社会科学出版社、一九九一年。

張杰「清代鴨綠江流域的封禁与開發」中国辺疆史地研究、一九九四年第四期。

辛培林・他主編『黒龍江開發史』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九九九年。

小林靜雄『遙かなる黒龍江』有朋書院、二〇〇三年。

王禹浪「黒龍江流域的歴史与文化」(1)、大連大学学報、二〇〇三年第一期。

陳立中『黒龍江站岸研究』北京、中国社会科学院出版社、二〇〇五年。

吳樹黑「近代“黒龍江”考釋」中国辺疆史地研究、第二〇卷第三期、二〇一〇年。

黒龍江年鑑編纂委員会編『黒龍江年鑑』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九九〇年(1)。

(13) 峯旗良充・松尾小三郎『吉林小開發と豆滿自由港——附豆滿江より覗きたる滿蒙』奉公會、一九二五年。

朝鮮總督府鐵道局營業課『豆滿江流域經濟事情』京城、朝鮮總督府鐵道局營業課、一九二七年。

李箕永、李殷直訳『豆滿江』七冊、ソウル、朝鮮文化社、一九六一—六二年。

富田和明『豆滿江に流る——中国朝鮮族自治州・延吉下宿日記』第三書館、一九九三年。

龍民声・孟憲章・歩平編『十七世紀沙俄侵略黒龍江流域史資料』哈爾濱、黒龍江教育出版社、一九九八年。

崔洪彬・全信子『岡們江訴說——朝鮮族』昆明、雲南大學出版社、二〇〇一年。

山田直『方法的制覇』の源流としての『鴨綠江』——ポール・ヴァレリーの文明・文化論』駿河台出版社、二〇〇一年。

尹麟錫『蒼き豆滿江の流れ』東洋書院、二〇〇五年。

(14) 金贊汀『慟哭の豆滿江——中・朝国境に北朝鮮飢民を訪ねて』新幹社、二〇〇〇年。

(15) 図們江開発構想は、以ておみよ。

UNDP, *Tuman River Area Development Programme Project Document for Assistance, Programme*, New York: UNDP, 1991.

UNDP, *Tuman River Area Development Programme: First Meeting of Programme Management Committee Conclusion*, New York: UNDP, 1992.

UNDP, *Minute: Tuman River Area Development Programme management Committee Meeting II*, New York: UNDP, 1992.

UNDP, *Tuman River Area Development Programme Working Group Meeting III*, New York: UNDP, 1993.

UNDP, *Meeting Minute: Tuman River Area Development Programme, The Third Programme Management Committee*, New York: UNDP, 1993.

龍遠圖「中蘇東段辺界烏蘇里江井達図們江口界段考察紀要」中国辺疆史地研究、一九八八年第四期。

杉本孝『曙光の中の図們江開発——中朝ソ三国国境地帯に訪れる国際協力の機運』世界平和研究所、一九九一年。

藤間丈夫編『〔豆満江・北部〕港視察』「平壤国際会議」報告書——一九九一年四月一八日～五月二日』「平壤国際会議」日本実行委員会、一九九二年。

国立国会図書館調査及び立法考査局「図們江流域開発計画」調査と情報、第一一〇八号、一九九三年。

崔龍鶴主編『亞太時代与図們江開発』延吉、延辺大学出版社、一九九四年。

尹春志「トウマン江地域開発計画」情況、第二期第五卷第一号、一九九四年。

丁士晟『図們江開発構想——北東アジアの新しい経済拠点』創知社、一九九六年。

大田勝洪「図們江開発の現状」調査と情報、第一九四号、一九九六年。

海野八尋「図們江(豆満江 Tumen River)を巡る周辺諸国・地域の政策——「構造調整」下の北東アジア地域経済協力の可能性と展望」日本大学経済学部経済科学研究所紀要、第一四号、一九九七年。

金森久雄「団們江の歴史・現状・将来」世界経済評論、一九九八年四月号。

高成鳳「[「団們江開発」をめぐる鉄道建設の史的展開とその現状]」日中経協ジャーナル、第五八号、一九九八年。

鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』関西大学出版部、二〇〇〇年。

利貞玉「団們江地域開発計画とUNDPの役割」現代社会文化研究、第二二号、二〇〇一年。

沈万根『団們江地区開発中延辺利用外資研究』北京、民族出版社、二〇〇六年。

大澤正治「団們江流域開発の兆し」JCCS、第二卷第一号、二〇一〇年。

郭文君『東北增長極——団們江区域合作開發』長春、吉林人民出版社、二〇一〇年。

大澤正治「東アジア共同体への道筋——団們江流域の経験」地域研究、第八号、二〇一一年。

(16) 李重煥『択里志——近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年、三六一—三八頁。

(17) 篠田治策編『統監府臨時間島派出所紀要』京城、ND、一九〇九年／ソウル、亞細亞文化社、一九八四年。

長野朗『満洲問題の關鍵間島』支那問題研究所、一九三一年。

南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局『間島の經緯』南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局、一九三一年。

陸軍省調査班『間島の概況』陸軍省調査班、一九三二年。

在間島日本總領事館『間島事情概要』間島、在間島日本總領事館、一九三三年。

新京鐵路局『間島地方概要』新京、新京鐵路局、一九三五年。

間島教育會編『間島』龍井村、延吉縣、栗原書店、一九三五年。

朝鮮總督府『間島集團部落』京城、朝鮮總督府、一九三六年。

東滿新聞社編『躍進間島』延吉街、間島省、東滿新聞社、一九四一年。

河口忠『間島、琿春、北鮮及東海岸地方行脚記』大連、小林又七支店、一九四二年／ソウル、景仁文化社、一九九五年。

金正柱・吳世昌編『間島問題』朝鮮統治史料第一卷、韓國史料研究所、一九七〇年。

韓國史料研究所編『間島出兵』朝鮮統治史料第二卷、韓國史料研究所、一九七〇年。

東尾和子「琿春事件と間島出兵」、『朝鮮民族運動の諸段階』朝鮮史研究会論文集第一四卷、一九七七年。

蘇在英編『間島流浪四〇年』ソウル、朝鮮日報社、一九八九年。

陸洛現編『韓民族の間島疆界』ソウル、白山資料院、一九九四年。

「間島ノ來歴」外務省警察史、間島ノ部、不二出版、一九九八年。

大阪経済法科大学間島史料研究会編『満州事変前夜における在間島日本総領事館文書——在鐵嶺日本領事館文書・在廣東日本總領事館文書』上・下、大阪経済法科大学アジア研究所、一九九九—二〇〇六年。

陸洛現『白頭山定界碑と間島領有權』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。

チユ・ジヤングン『韓中國境問題研究——日本の領土政策史的考察』ソウル、白山資料院、一九九八年。

『間島事件關係書類』一冊、ソウル、國家報勲處、一〇〇三—〇四年。

下條正男「間島問題考」海外事情、二〇〇五年一〇月号。

(18) 東洋拓殖株式会社『間島事情』京城、東洋拓殖株式會社、一九一八年。

永井勝三『會寧及間島事情——一名北鮮間島の案内』會寧、會寧診察所、一九二三年／ソウル、景仁文化社、一九八九年。

永井勝三『北鮮間島史』會寧、會寧印刷所出版部、一九二五年。

天野元之助『間島に於ける朝鮮人問題に就いて』大連、中日文化教會、一九三一年。

(19) 『太宗文皇帝實錄』卷四、天聰二年五月条。

(20) 『間島問題資料集』ソウル、大韓民國國會圖書館、一九七五年、序文。

(21) 内藤虎次郎『韓國東北疆界攷略』一九〇七年、内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。

「延辺朝鮮族自治州概況」執筆班『延辺朝鮮族自治州概況』延吉、延辺人民出版社、一九八四年／大村益夫訳『中国の朝鮮族』むくげの会、一九八七年。

在哈爾浜朝鮮總督府内務局派遣員編『北滿在住朝鮮人ノ狀況』京城、朝鮮總督府内務局、一九二三年。

在外朝鮮人事情研究會編『南滿及び東蒙朝鮮人事情』上・下、京城、在外朝鮮人事情研究會、一九二三—一三年。

満鐵庶務部調査課『在滿朝鮮人の現況』大連、南滿洲鐵道庶務部調査課、一九二三年。

牛丸潤亮・村田懋磨編『最近間島事情 附・盧支移住鮮發達史』京城、朝鮮及朝鮮人社出版局、一九二七年／龍溪書舎、二〇〇二年。

朝鮮總督府警務局『間島問題の経過と移住鮮人』京城、朝鮮總督府警務局、一九三一年。  
拓務省大臣官房文書課『満洲と朝鮮人』拓務省大臣官房文書課、一九三三年。

東洋協會調査部『朝鮮農民の満洲移住問題』東洋協會、一九三七年。

田川孝三『清緒初年朝鮮越境流民問題』、市古教授退官記念論叢編集委員会編『論集近代中国研究』山川出版社、一九八一年。

『朝鮮族簡史』编写組編『朝鮮族簡史』延吉、延辺人民出版社、一九八六年。

金贊汀『日の丸と赤い星——中国大陆の朝鮮族を訪ねて』情報センター出版局、一九八八年。

『間島地域 韓國民族鬭争史』日本の韓国侵略史料集、一二冊、ソウル、高麗書林、一九八九年——日本公式資料の抜萃したもの。

高勇主編『堅実的足跡——来自延辺企業思想政治工作中的報告』延吉、延辺人民出版社、一九八九年。

梁泰鎮『一九〇二年』間島邊界戸籍案』ソウル、法經出版社、一九九一年。

キム・チヨンミ『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』現代企画室、一九九一年。

『ミレ（未來）編集部編『在外朝鮮民俗を考える——アメリカ・旧ソ連・中国・日本からの報告』東方出版、一九九四年。

高崎宗司『中国朝鮮族——歴史・生活・文化・民族教育』明石書店、一九九六年。

李鴻文『三〇年代朝鮮共産主義者在中国東北』長春、津北師範大学出版社、一九九六年。

河合和男・他編『論集朝鮮近現代史——姜在彦古稀記念論文集』明石書店、一九九六年。

鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版部、一九九七年。

鄭雅英『中国朝鮮族の民族関係』アジア政経学会、一九九七年。

中国・朝鮮国境の争点（浦野）

姜龍範『近代中朝日三國對間島朝鮮人的政策研究』牡丹江、黑龍江朝鮮民族出版社、二〇〇〇年。

藤原書店編集部編『滿洲とは何だつたのか』藤原書店、二〇〇四年。

櫻井龍彥『東北アジア朝鮮民族の多角的研究』ユニテ、二〇〇四年。

中国朝鮮族研究会編『朝鮮族のグローバルな移動と國際ネットワーク——「アジア人」としてのアイデンティティを求めて』アジア経済文化研究所、二〇〇六年。

柏崎千佳子監訳『ディアス・ボラとしてのコリアン——北米・東アジア・中央アジア』新幹社、二〇〇七年。

滝沢秀樹『朝鮮民族の近代国家形成史序説——中国東北と南北朝鮮』御茶の水書房、二〇〇八年。

李海燕『戦後の「満州」と朝鮮人社会——越境・周縁・アイデンティティ』御茶の水書房、二〇〇九年。

(22) 東洋拓殖株式会社『間島事情』京城、東洋拓殖株式会社、一九一八年。

「間島問題一件」日本外交文書第四〇卷第二冊、外務省、一九六一年。

李喆珪編『間島領有権關係抜萃文書』日本外務省陸海軍省文書第一輯、ソウル、大韓民國國會圖書館、一九七六年。

幣原坦『間島國境問題』、東洋協會調查部編『東洋協會調查部學術報告』東洋協會、一九〇九年。

篠田治策『間島問題』の回顧』大連、中日文化教會、一九三〇年。

篠田治策『統監府間島派出所の事蹟概要』、稻葉博士還暦記念會編『滿朝史論叢——稻葉博士還暦記念』京城、稻葉博士還暦記念會、一九三八年。

東亞經濟調查局『間島問題の經緯』東亞經濟調查局、一九三一年。

白山學會編『間島領有權 問題 論攷』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。

崔長根『韓國統監伊藤博文の間島政策——統監府派出所の設置決定の經緯』一・二、法學新報、第一〇一卷第七・八号、第九号、二〇〇一年。

白榮助『東アジア政治・外交史——「間島協約」と裁判管轄権』大阪經濟法科大學出版部、二〇〇五年。

(23) 林正和『間島問題に関する日清交渉の經緯』駿台史学、第一〇号、一九六〇年。

趙興元「徐世昌与円延吉邊務交渉」中国辺疆史地研究、第一〇卷第三期、二〇〇一年。

孙春日「清末中朝日『間島問題』交渉之原委」中国辺疆史地研究、第二二卷第四期、二〇〇二年。

(24) 白榮助『東アジア政治・外交史研究——「間島協約」と裁判管轄権』大阪経済法科大学出版部、二〇〇五年。

(25) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院、一九三八年、二八二—三頁。  
南滿洲鐵道總務部調査課『歐洲戰爭ト揚子江流域ニ於ける列國ノ貿易・間島事情・間島ニ於ケル水稻』大連、南滿洲鐵道總務部調査課、一九一八年。

(26) 朴昌昱「試論朝鮮族的遷入及其歷史上限問題」朝鮮族研究論叢、第一号、一九四八年。

朴昌昱・延辺大學民族研究所編『朝鮮族研究論叢』第一号・第二号、延吉、延辺人民出版社、一九八九年。

西重信「北朝鮮ルート論」と朝鮮人の間島移住』關西大學經濟論集、第三七卷第四号、一九六七年。

松本英紀「宋教仁」と「間島」問題——「愛國」的革命運動の軌跡』、『東洋史論叢』——三田村博士古稀記念』立命館大學人文学会、一九八〇年。

韓俊光・延辺朝鮮歴史研究所編『中国朝鮮族遷入史論文集』哈爾浜、黑龍江朝鮮民族出版社、一九八九年。

金盛煥『近代東アジアの政治理学——間島をめぐる日中朝関係の史的展開』錦正社、一九九一年。

朴晶『中國朝鮮族歴史研究』延吉、延辺大学出版社、一九九五年。

鶴嶋雪嶺『中國朝鮮族の研究』関西大学出版部、一九九七年。

(27) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター、一九九三年、五頁以降。

(28) 秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の『領域觀』——「勘界会談」後から日露戦争期まで」、朝鮮史研究会編『朝鮮の領域觀と自己認識——前近代と近代との接点』朝鮮史研究会論文集第四〇巻、朝鮮史研究会、二〇〇二年。

(29) 『朝鮮暴徒討伐誌』京城、駐鮮駐劄軍司令部、一九一三年、九四頁。

(30) 金成鎬『一九三〇年代延邊「民生團事件」研究』ソウル、白山資料院、一九九九年。

金成鎬『東満抗日革命闘争特殊性研究——一九三〇年『民生團事件』を中心に』牡丹江、黑龍江朝鮮民族出版社、二〇〇六年

年。

- (31) 金鉄星「新民主主義・革命時期中国共産党対朝鮮自治政策的歴史考」、『朝鮮族研究論集』第四号、延吉、延辺大学出版社、一九九一年。

和田春樹『金日成と満州抗日闘争』平凡社、一九九二年。

楊昭全編『中國境内韓國反日獨立運動史（一九一〇—四五）』長春、吉林省社会科学院、一九九七年。

- (32) 鄭雅英『中國朝鮮族の民族関係』アジア政経学会、二〇〇〇年。

- (33) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター、一九九三年、八一一九〇頁。

### 3 中国・朝鮮国境条約

#### 1、一九六二年中国・朝鮮国境条約

中国と北朝鮮は、一九六二年一〇月三日国境会談を行い、一二日国境条約を締結した。そして、一九六三年三月二〇日国境議定書が調印された。交渉は極めて難しく、それは、間島条約を含めた白頭山平原と団們江の懸案事項を解決するという難問の解決にあつた。

まず、国境条約の基本規定を引用する。

第一条 締約双方は、両国の境界を、以下の通り確定することに同意する。

1、白頭山の天池上の境界線は、白頭山上の点池を一周する山の背の南西段二五二〇高地と二六六四高地間の鞍部の大体の中心点から始まり、直線で東北に向け天池を横断し、対岸の山の背二六二八高地と二六八〇高地間の大

体の中心部で終わる。その西北部は中国、及び東南部は朝鮮に属する。

2、天池以南の境界線は、上記の二五一〇高地と二六六四高地間の鞍部に大体の中心部から始まり、この山の背に沿つて南東方向の最南端の一点に至り、その後は、山の背を離れて直線で東南方向へ向い、二四六九高地以東の鴨緑江上流と当高地から最寄りの小支流上的一点で終わる。その境界線は、小支流の水流の中心線から下流へ下り。小支流が鴨緑江へ流入する地点に至る。

3、上記の一〇七一高地以降の鴨緑江上流と当高地に最寄りの一小支流の鴨緑江入口から鴨緑江出口までは、鴨緑江を境界線とする。鴨緑江の出口のところは、朝鮮の小多獅島の最南端から薪島北端を経て、中国の大東溝以南の突端最南端を結ぶ直線を、鴨緑江と黄海の分界線とする。

4、天池以東の境界線は、上記の背上の二六二一八高地と二六八〇高地の間の鞍部の大体の中心部から始まり、東へ朝鮮で二一一四口に至り、また直線で一九九一高地へ、さらに直線で一九五六高地を経て一五六二高地へ、又一三三三二口へ、さらに直線で団們江上流の紅土水と北側の一支流との合流地点の一二一八三高地以北に至る。この境界線は、紅土水の水流中心線を下り、紅土水（小河）と弱流河の合流する地点に至る。

5、紅土水と弱流河の合流する地点から中朝国境東端の終点までは、団們江を境界線とする。

第二条 締約双方は、境界線となつてゐる河川のなかの島嶼と砂洲を、以下の規定により区分することに、同意する。

1、本条約が締結される以前、既に一方の公民が居住又は開墾した島嶼と砂洲は、既成の一方の領土とし、再度、変更しない。

2、本条約の前項に言及した以外の島嶼と砂洲に関しては、中国側の岸に近寄っているものは中国に属し、朝鮮側の岸に近寄っているものは朝鮮に属する。両岸の真中に位置するものは、双方の協議によつて、その帰属を確定する。

3、一方の河岸と所属の島嶼の間に位置する島嶼と砂洲に関しては、他方の河岸に近寄っているか、又は両岸の真中に位置するかにかかわらず、一方の所有とする。

4、本条約の締結後、境界線になつてゐる河川のなかに新たな島嶼と砂洲が現れた場合、本条第二項及び第三項の規定に基づき、その帰属を確認する。

第三条 締約双方は、以下の事項に同意する。

1、鴨緑江と団們江上の境界線の幅は、いかなる時期でも、水面の幅を基準とする。両国間の境界線となつてゐる河川は、両国の共有であり、両国が共同して管理し使用する。そこには、航行、漁獵、及び河水の使用を含む。

2、鴨緑江出口以外の中朝両国海域の区分は、江海分界線の東経一二四度一〇分六秒の一点から始まり、大体、南方向の公海までの直線を、両国の海上分界線とする。西側の海域は中国に属し、東側の海域は朝鮮に属する。

3、鴨緑江出口の江海分界線を除いて、東経一二三度五九分から東経一二四度二六分までの間の海域は、両国のいっさいの船舶が自由に航行でき、制限を受けない。

第四条 締約双方は、以下の事項に同意する。

1、本条約の締結後、直ちに両国国境連合委員会を設立し、本条約の規定に基づいて国境を探査し、境界の木造標識を建てると同時に、境界となつてゐる河川のなかの島嶼と砂洲の帰属を確定する。その後は、議定書草案を一

通作成し、国境地図を作製する。

さらに、国境議定書を抜萃して引用する。

第一条 中朝両国の国境は、既に中朝国境連合委員会が中朝国境条約（以下、国境条約と言及）の第四条に基づき、現地探査を終了した。双方は、国境条約の第一条一項、二項、及び四項に言及した白頭山地区の境界線に関する探査し、標識を建立し、正式に確定した。また、国境条約の第一条三項、及び五項に言及した鴨緑江と団們江に関しても、探査をし、河川のなかの島嶼と砂洲の帰属を確定し、また鴨緑江出口の江と海の分界線を探査して、三本の標識を建立した。国境条約の第三条二項の規定に基づき、鴨緑江出口外側の中朝両国の海上分界線を確定し、しかも具体的に、第三条三項に言及した鴨緑江出口の江海分界線を除いて、両国の自由航行区域を確定した。

第二条一、本議定書の第一条に言及した白頭山地区に建立した境界標識は、大型と小型の二種類があり、鉄筋コンクリートで作成され、中心部には哲鉛を埋め込む。大型と小型の標識が地面に露出した高さは、それぞれ一五五センチメートルと一二九センチメートルである。

第四条 境界河川のなかの島嶼と砂洲に関して、その面積が一五〇〇平方メートル以上のもの、並びに二五〇〇平方メートル未満であっても、固定され使用価値があるものは、双方が現地探査を経て、国境条約の第二条の規定に基づいて、帰属を確定した。……

第六条 本議定書の第一条に言及した添付地図の縮尺は五万分の一であり、中・朝文の原本と朝・中文の原本の二種があり、それぞれ合計四七枚で構成される。……河川の水流中心線が境界線と決められた区間においては、今後、水の流れが変わつても、上記の二万五千分の一の詳細な地図上に明記した境界線は、不变とする。

### 白頭山地区境界線の方向と標識の位置

第七条 白頭山地区における境界線は、鴨緑江上流と二〇七一高地（新測定値標高二一五二メートル、添付地図はこれを基準とする）以東の最寄りの一小支流が合流する地点から始まり、白頭山天池を経て、紅土水（小河）と弱流河が合流する地点に至る区間で、全長は、四五〇九二・八メートルであり、詳細な方向は、以下の通りである。

第八条 本議定書の第七条に言及した白頭山地区の境界線において、合計一二号、二八本の境界標識を建立した。

……

### 両国の境界河川と江海分界線標識の位置

第九条 一、鴨緑江と岡們江において、探査された島嶼と砂洲は合計四五一個、うち中国に属するものは一八七個、朝鮮に属するものは二六四個である。

(1) 鴨緑江の出口、すなわち江海分界線から鴨緑江上流と二〇七一高地（新測定値標高二一五二メートル）以東に最寄りの支流との合流地点までの間で、探査された島嶼と砂洲は合計二〇五個、うち中国に属するものは七八個、朝鮮に属するものは一二七個である。

第一〇条 鴨緑江出口の江海分界線は、朝鮮の小多獅島最南端の一號江海分界線標識から、直線で朝鮮の薪島北端の二号江海分界標識を経由し、中国の大東溝以南の突出部最南端にある三号江海分界標識までに至る。江海分界線の長さは二三三四九二メートルである。江海分界標識の位置は、以下の通りである。……  
海上分界線と自由航行区域

第一二条 締約双方は、国境条約の第三条二項の規定により、両国の海上分界線を、以下の通り、定める。鴨緑

江出口の江海分海線上、東経一二四度一〇分〇六秒、北緯三九度四九分四一秒の点から、直線で東経一二四度〇九分一八秒、北緯三九度四三分三九秒の点から、直線で東経一二四度〇六分三一秒、北緯三九度三一分五一秒の点を経由し、公海に至る。この海上分界線を、付図に明記する。

第一三条 国境条約の第三条三項に言及した鴨綠江出口の江海分界線を除いて、両国のいつさいの船舶が自由に航行できる区域は、東経一二三三度五九分九分以東、東経一二四蘇二六分以西、江海分界線から北緯三九度三〇分までであり、それぞれ中国領海と朝鮮領海に属する海域である。

#### 境界線の維持と管理

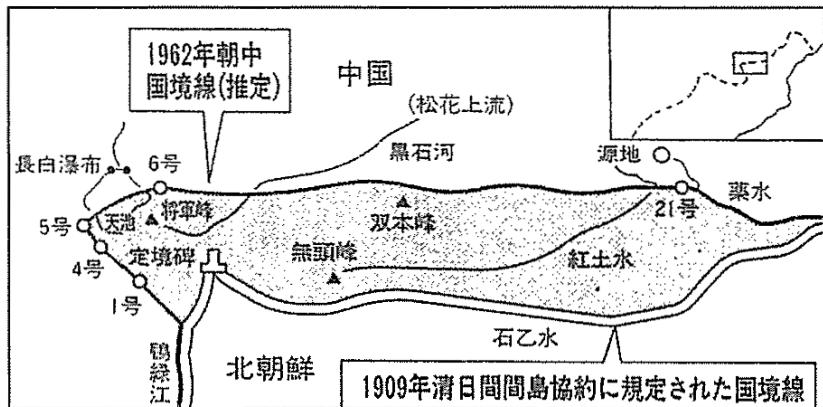
第一四条 締約双方は、境界標識と江海分界線標識の維持と管理を強化し、必要な措置を講じて標識の移動、損失、破壊を防ぐ。

いずれにおいても、一方的に新しい境界標識と江海分界標識を建立してはならない。

第一八条 締約双方は、本議定書の発効後、三年毎に白頭山地区の境界を、五年毎に境界河川を一回ずつ合同検査しなければならない。但し、双方の協議を経て、検査時期の変更、又は一部の境界区間のみに対する検査をすることができる。……」

以上の国境条約は、新中國の成立で他の中国・朝鮮条約と同様に、両当事国が対等で締結した条約であった。しかし、北朝鮮は、天地に対する根強い要求で、以前の岡們江の源流の境界起点から天地にまで拡げられ、天地の半分以上、天地の三分の二とその周辺地域の二八〇平方キロの領土を取り戻した。したがつて、將軍峰とされる白頭山最高峰、白頭峰海拔二七五〇メートルと松花江の源流地域が、つまり一七一二年に清国と合意していた定界碑跡も、北朝

図5 国境条約での北朝鮮支配地域



(出所) 「1962年辺界条約で取り戻した朝鮮領」統一日報, 1999年10月28日／金基燥『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書, 新潮社, 2003年, 139頁。

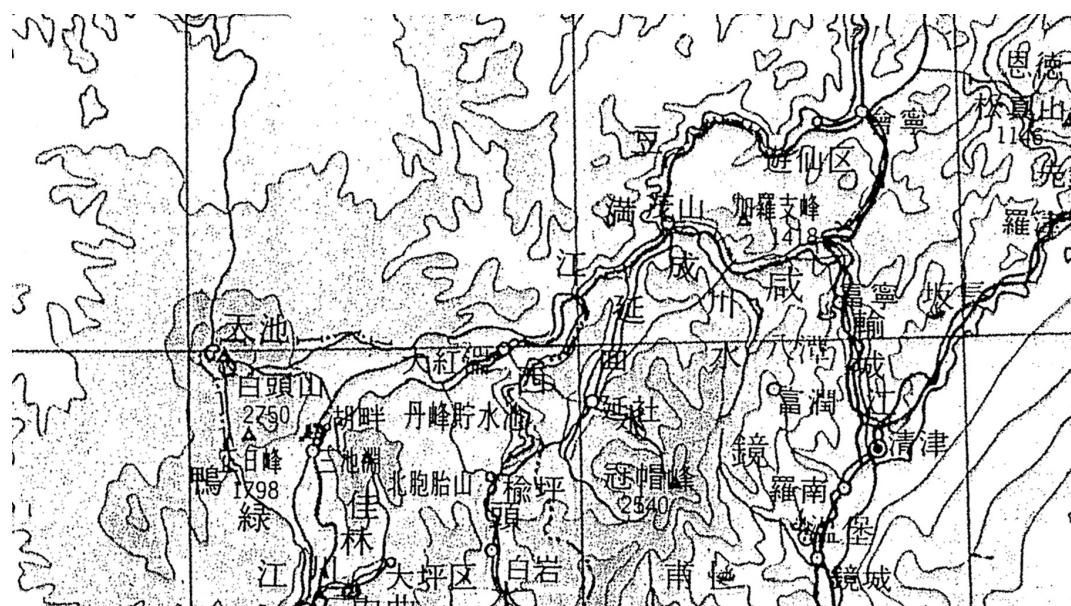
鮮領となつた。但し、丹池水面は共同利用とされ、両国とも運航可能となつた。この白頭山は、金日成の抗日独立闘争の舞台とされた聖地であつた。但し、この民族的聖地は、南北朝鮮の対立下にあつて民族的神話の聖地としての存在で混乱と矛盾を残している。加えて、この間島地域は、太祖ヌルハチの開国説話のなかの聖地で、清も女真の歴史的居住・活動地域であつた。新中国は一統システムの後継者としてそこでの支配を捨象できるとしたのか。これに対しても、北朝鮮はどういう代償交渉をしたというのか。

もうひとつ、この白頭山天池と周辺地域は、間島協約で、日本が南満州の鉄道敷設権を獲得するという伏線があつた。これは、なにを意味したのか。以上の結論は、中国の朝鮮戦争支援の見返りに、金日成は、中国側に白頭山の半分と間島地域を引き渡したというこ<sup>①</sup>となる。

## 2、国境条約論争

そして、この国境条約で、岡門江源流の境界は、間島協約の石乙水から紅土水へ北上した。松花江の一支部五道白河上流に黒石溝（王門江）を岡門江源流の一部として条文化された。それは、念願の

図6 国境条約での北朝鮮支配地域（中国・北朝鮮分割線）



(出所) 北朝鮮地図、中国地図の複写。朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター、1993年、所収。

図們（豆満）・土門江別流論の部分的復活と承認であつた。これまで韓国そして北朝鮮は、一貫して別流論に立つて間島帰属論、統監符派出所の設置と朝鮮人の保護を方針としてきた。いいかえれば、この別流論をもつて、中国は、間島（延辺）の支配を法的に確認し、北朝鮮の北伐／北進を封じた。北朝鮮は、白頭山を取得して、図們江、すなわち間島を譲渡することになつた、条約は、白頭山と図們江のみを規定している<sup>(2)</sup>。

跨境民族として間島の朝鮮人は、間島協約で彼らの地位と権利を保持してきた。以後、日韓併合による朝鮮人の国籍問題、一九一二年に中華民国国籍法による中国への帰化問題、一九一六年の南滿州及び東部内蒙古と間島協約との不整合、解放直後における延辺における間島帰属問題、中国共産党と朝鮮人の武装化問題、中国人民解放軍朝鮮族兵士の朝鮮人民軍への編入、朝鮮戦争での延辺朝鮮族の貢献と自治、中国土地改革と朝鮮族の人民公社化といった一連の諸問題に、延辺朝鮮族は直面してきた<sup>(3)</sup>。

図們江下流の朝鮮・ロシア国境は、江口から一八・二キロメートルに達した上流が河床中央線であるが、下流の一八八六年の璦春条約に従つた中・ロ・朝三国国境起点は一九九八年四月調印され、両国の圧力で一九九六年六月発効した<sup>(4)</sup>。現在、図們江開発が提起されている。

韓国とともに、北朝鮮は、白頭山は北方の連峰まで、すべて自國領となつたとしており、北朝鮮の地図も中国延辺朝鮮族自治州の地図も、天池の真中に国境線を引いていて、この点では矛盾はないが、その東西に引かれた直線の国境線が引かれ、その南部は中国領、北部は北朝鮮領となる。一方、韓国で発行の北朝鮮地図では、天池はすべて北朝鮮領となつてゐる。この点の説明では、白頭山の半分と間島の一部が中国に編入されているが、その評価をどう解するか。

それを報じた統一日報、一九九九年一〇月二六日は、北朝鮮は領土を取り戻した、と報じた。以下の通りである。  
「北朝鮮が一九六二年一〇月中国と締結した「朝中边界条約」で、ソウル市面積の四五パーセントに匹敵する一八〇平方キロの領土を中国から取り戻したことが解った。

韓国も民間研究機関、白頭文化研究所の李炯石代表（六二）が二〇日明らかにした。この事実は、同代表が今年夏の延辺大学を訪問した際に、大学所属の北東アジア地域研究所長による「朝中边界条約」に関する詳しい資料を入手して分かつた。

中国側資料によると、「朝中边界条約」は一九六二年一〇月一二日平壤で北朝鮮の金日成当時内閣首班と中国の周恩来總理の間で締結された、と記されている。

李代表によると、北朝鮮側は、この条約を通じて中国領となつていた天池の五分の三とその周辺地域を含め、

一八〇平方キロを取り戻したといつた。

同条約によつて、海拔二七五〇メートルを誇る白頭山（北朝鮮名、將軍峰）と松花江の上流地域の一部が朝鮮領に編入され、一七一二年李氏朝鮮の肅宗在位のとき、清国と合意して建てた「定界碑」の跡も、北朝鮮領内に収まることになつた。しかし、天池水面は共同利用で合意され、両国とも天池で運航可能となつた。

李炯石代表は一九九二年から最近まで、朝中國境線を実地調査し、これまで境界市石二個を確認した。

一〇五号境界碑は、鴨緑江の発源地から天池西側の白雲峰まで続いており、六〇二二号碑は、天池東側稜線から源地の南側蘆水附近まで繋がつており、この事実を裏付ける。

「朝中辺界条約」をめぐつて北朝鮮が朝鮮戦争への参戦の代価として中国に白頭山の大部分を手渡した、朝中両国は国境線問題で対立している——との噂が立つていたが、今回の李炯石代表の調査で、「疑惑」が払拭される形となつた。

同条約について、中国は、国内の反発を考慮して、条約内容を未だに公表しないとしている。」

これは、中国側の説明で、白頭山は北朝鮮のものとはなつていなか。それは、国土の引渡しではないか。

北朝鮮は、中国との貿易決済で、一九九二年、咸鏡北道厚石里のイドリ島（豆満江の三角州）を中国に引き渡したと、

南北問題研究所は、未確認情報として伝えた。<sup>(5)</sup>

内藤湖南は、朝鮮帰属論を提起してきた。それは、地勢上、朝鮮人が自然に間曠地帯の東半分に入植した現実に負っている<sup>(6)</sup>。津田左右吉は、高麗東北境開拓は北征の一大事業であつたとしている<sup>(7)</sup>。しかし、その国境解決は国境政治の政治交渉であつた。この交渉は、ビルマの国境画定及び国境地域の治安と維持の解決におけると同様に、中国に

とても大きな懸案の解決であり、ために周恩来総理が自ら解決を主導した。中国にとり、同じ問題は、ビルマとの間で存在した。

中国・ビルマ・ルートは、日中戦争で中国の出口として注目されたが、そこは、元来、歴史的に往来のルートであつた。ビルマ族の祖先は紀元前九〇〇年頃、中国西部地方より南下し、イラワジ河下流でブローム国を建立した。他方、マレー半島からモン族が進出し、タライン国を興し、古代ブローム国を滅ぼした。ビルマ族の別派がタライン国を駆逐して、パガン朝の基礎が築かれ、そしてシャン族も制定して統一に成功した一方、そこでは、雲南問題として中国との辺境主権論争が続いた。班洪領有事件はその代表である。一九二七年この佤族・阿佤族工作を行い、一九三四年この地域を占領し、一九四一年阿佤山にビルマ・ルートと国境線を引いた。英国がビルマを統治して以後、英國は中国との国境交渉に入つたが、成功するとはなかつた。新中国は、周恩来総理が自ら新生ビルマと訪問外交を重ね、辺境国境交渉に入り、一九六一年国境は画定され、阿佤地域の班洪地区は中国領となつた。<sup>(8)</sup>

- (1) 金基煥『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書、新潮社、二〇〇一年、一一一頁以降。
- (2) 裴淵弘『中朝国境をゆく——全長一三〇〇キロの魔境』中公新書、中央公論新社、一九〇七年。同書は、「東北工程」と中韓歴史論争をとりあげている。

- この主題のシミュレーション小説は、金辰明、夏香夏訳『中国が北朝鮮を呑みこむ日』ダイヤモンド社、一九〇七年である。
- Daniel Goma, "The Chinese-Korean Border Issue: Analysis of a Contested Frontier," *Asian Survey*, Vol. 46 No. 6, 2006.
- 西重信「中朝国境についての一考察」北東アジア地域研究、第一四号、一九〇八年。
- (3) 安藤彦太郎「吉林省延辺朝鮮族自治州——旧「間島」の歴史と現実」中国研究月報、第一九二号、一九六四年。

金永万・戴維翰・金鉢国『延辺社會主義民族關係的形成和發展』延吉、延辺人民出版社、一九八七年。

延辺朝鮮族自治州地方志編纂委員会編『延辺朝鮮族自治州史』上・下、北京、中華書局、一九九六年。

亞細亞大学アジア研究所編『延辺朝鮮族自治州の社会・経済の変容と適応』亞細亞大学アジア研究所、二〇一一年。

(4) 岩下明裕『中・ロ国境四〇〇〇キロ』角川書店、二〇〇三年。

(5) 南北問題研究所、李洪在訳『北朝鮮暗黒帝国の最期』ポケットブック社、一九九四年、一二一頁。

(6) 内藤湖南「間島問題私見」内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。

(7) 津田左右吉「尹權政略地域考」、「高麗松に於ける東北境の開拓」津田左右吉全集第一一卷、岩波書店、一九六四年。

(8) 朱孟震『西南夷風土記』上海、商務印書館、一九三六年／台北、廣文書局、一九六九年／『中國西疆地誌』中文出版社、一九六九年／北京、中華書局、一九八五年。

張鵬岐『雲南外交問題』上海、商務新書館、一九三七年。

張誠孫『中英滇緬疆界問題』北京、哈佛燕京學社、一九三七年／燕京大學燕京學報專號、台北、東方文化書店、一九七三年。

ニコル・スマス、救仁郷繁訳『滇緬公路——雲南・ビルマルート視察記』萬里閣、一九四〇年／木川正男訳『ビルマ・ロード』文明社、一九四一年。

姚文棟『雲南省雲南勘界籌邊記』一八九二年、中國方志叢書、台北、成文出版社、一九六七年。

劉伯奎子編『中緬界務問題』重慶、正中書局、一九四六年／新加坡、南洋學會、一九八一年／『近現代中國邊疆界務資料』

續編、香港、蝠書院、二〇〇七年。

黃祖文「乾隆年間中緬边境之役」四川大學學報、一九八八年第二期。

戚基耶基紐『四個次期的中緬關係』昆明、德宏民族出版社、一九九五年。

秦和平「艰难的歷程——清末滇緬界務交涉之回顧」中國邊疆史地研究、一九九五年第三期。

王介南・王全珍『中緬友好兩千年』昆明、德宏民族出版社、一九九六年。

寥心文「解決邊界問題的典範」党史文献、一九九六年第四期。

林超民「明代雲南邊疆問題述論」中國邊疆研究通報、第二集、一九九八年。

余定邦『中緬關係史』北京、光明日報出版社、二〇〇〇年。

賀經達「嘉靖松年至萬歷年間的中緬及び其影響」中國邊疆史地研究、第一二卷第二期、二〇〇二年。

朱昭華「薛福成與滇緬邊界談判再研究」中國邊疆史地研究、第一四卷第一期、二〇〇四年。

楊煌達・楊枝慧芳「華馬禮——一六一一九世紀中緬邊界的主權之爭」中國邊疆史地研究、第一四卷第二期、二〇〇四年。

周恩来「關於中緬邊界問題的報告」人民日報、一九五七年七月一〇日。

王善中「論述《中華人民共和國緬甸聯邦邊界條約》」中國邊疆史地研究、一九九七年第二期。

丸山鋼一「中國・ビルマの国交樹立について」文教大學國際學部紀要、第一〇卷第二号、二〇〇〇年。